

## 関連資料編

便宜上、「毎日新聞労使の記録」「関連・当事者の記録」「占領軍・GHQ文書」「法・公文書」の類型に分け収録した。表題は略号で統一し、原題は各注の最初に表示している。

毎日新聞労使の分では、当欄収録分に寫刊（自処超然）土井刊（生きること学ぶこと）を加えた計13点がレッド・ページにかかる文献として集め得た全てであり、おそらくは多くの資料、とりわけ一次資料が世間の関心を引くことなく散逸、あるいは個人的保持のまま埋もれていると思われる、レッド・ページ70年の痛恨が、改めて思い返させられる。

内容においても、「〇〇史」物は先行史からの引き写し、孫引きが目立ち、分量のわりに中身を乏しくしている。社史に至っては引用のみに止まり、当事者記録の開示もなく、当事者としての責を全く果たしていない。当11点については発刊あるいは発表・決定の順に収録した。

関連・当事者の分は、毎日以外の報道関係にある。日本新聞協会の調べ（1986年時点）では、レッド・ページ実施の55社中、26社で新たに社史を出し、レッド・ページに触れているというが全部に目を通すには至っていない。このへんは宿題になるが、目を通した中の多くは『協会十年

史』の内容の域を出ていない。

労組史も同様で、新聞労連の『10年史』が基盤になっている。当事者中の当事者である「全新聞」に関してのまとまった記録は発見に至っていない。

知識人の会の声明は、文筆家にして歯切れ悪く、運動においても迫力に欠けたが、内容において欠くことができず、また時代を映している文献であり、一部省略して収録した。新聞にも報じられた気配なく、貴重な資料になる。

占領軍・GHQの分は新聞関連に絞った。本来なら英文の原典に則して照合のうえ検証すべきだが、多くはそこまで至らず、先行書に収録された既存訳の孫引きに止まった。これは宿題になる。日本政府関係の公文書も新たな発掘はなく、先学の成果の孫引きに止まっている。

これも釈明になるが、毎労10年史の後の20年史のように同一発行主体の場合、先行引用部分には、その旨注記して重複を略した。また本稿引用の場合も、その旨注記して表題のみを記載した。短文の引用には、本稿中にその都度、注記してある。とくに但書の必要なものは、それぞれの末尾に\*印で入れた。単行本となっている文献は、別途、関連刊行文献として収録する。

## ▽毎日新聞労使の記録△

①「われら」第52号（1950年9月5日付）

【注】「われら」 毎日新聞社労働組合の中央機関紙

報道関係の『赤』追放

マ元帥書簡に基く

会社の措置を承認

緊急中央委を開く

7月28日午後3時、毎日新聞社を始め新聞通信、放送等報道関係の経営者は「6月6日以来出されたマッカーサー書簡の趣旨に基いて共産主義者並びにこれの同調者を解雇する」との爆弾声明を発して、各報道関係からそれらの分子を追放した。そしてこの措置は翌月8月5日に行われた地方紙関係の解雇者を合し全国で688名（毎日労組調査）に上り、わが毎日労組でも、東京支部関係31名、大阪支部関係18名、計49名を出したのである。

わが労組も折から東京に招集されていた中央執行委員会で急きょこの問題を検討する一方、緊急支部執行委員会を開き夜半に至るまで協議を重ねたのであった。だが問題が余りにも大きく、また軽率に扱い得るものではなく、一応諸般

の情勢を聴取することとし各委員は早々として各支部に帰任した。かくて在京各委員は連日情報（のしゅう集、各法規の研究を行うなどこの問題に一切を集中の結果、各支部では執行部としての結論を下し決議機関に批判を仰ぐこととなった。かくて8月22、23の両日緊急中央委員会が開かれた結果「会社の措置を承認する」と組合の態度を決定したのである。

《解雇された49名》【東京】（31名）森沢光一（編集給仕）、桜井誠（スポーツ毎日）、鷺沼登美枝（毎日グラフ）、氏森励（労評）、林茂（編集局）、田村五郎（政治）、寫信正（同）、今泉正浩（同）、三上正良（同）、牧野純夫（経済）、菅沼勝太郎（社会）、成迫忠儀（同）、矢加部勝美（同）、福本真（同）、藤田福平（東亜）、信国大典（同）、小林勇（欧米）、小林孝祐（資料）、宮光雍（同）、加藤孝一（学生新聞）、細野正弘（技術）、松村幸一（活版）、黛豊太郎（同）、新川宣富（同）、国枝晴雄（同）、枝薫（同）、中条光一郎（同）、楠見美夫（印刷）、小杉正（鉛版）、原泰蔵（同）富田ユリ子（英文東京駐在）

【大阪】（18名）安本久米雄（出版編集）、室元太郎（図書編集）、尾崎彦朔（外信）、上村清太郎（同）、桐畑潤介（社会）、青木秋雄（同）、田中正三（同）、雨宮礼三（整理）、林一郎（奈良）、古田哲也（通送）、城江利治（出版発送）、

土井正興（販売）、江島喜代子（福祉）、石若佐世子（庶務）、久保秀子（同）、田辺忠治（同）、今城亨（同）、花房満（活版）、

\*鷺沼登美枝の解雇時は小林姓。『われら』以後の資料で、別表記のある方を以下に付記。

氏森励（出版局）、宮光雅、富田百合子、上村靖太郎、林一雄、石若佐世子、久保秀子（電話）、今城亨（保安）

《その他の『われら』52号記事は以下のように別途掲載》

▽本記Ⅱ略（本稿85頁）第二章第三章の「7・28の労働組合」に掲載

▽執行部案の可決 緊急中央委満場一致でⅡ略（右同）

▽申入れに対する会社の回答Ⅱ略（右同）

▽組合の態度を確定Ⅱ略（右同）

▽組合と解雇者との関係Ⅱ略（右同）

▽組合より会社に対する申入れⅡ略（右同）

▽「解雇承認」迄の経過—本部書記長・仁藤正俊Ⅱ略（右同）

## ② 言反同・毎日班冊子

【注】『自由なる言論』のために 新聞の弾圧と我らの斗争』 言反同（言論弾圧

反対同盟）・毎日班編。発行月日の記載がないが1950年8月末以降の早い時期と思われる。旧字体は現字体に。数字は洋数字に直した。

## 7・28 新聞弾圧事件の真相

—言論の自由を守ること、それはまた平和を守ることである—

### ①この首切りは何を意味しているか？

報道界からの「赤を追放」——7月29日付の各新聞は小さな一段見出しで極くかんたんに報道しただけだったから、読者のなかにはうっかり読み落とした人がいるかもしれない。

だがこの「追放」事件は極めて重要な意義をもっていた。

朝日、毎日、読売、東京、放送、時事通信、共同通信といった日本の代表的な新聞、通信、放送機関をはじめ、全国の各新聞社から665名の良心的記者と工務員がただ単に「共產主義者及びその同調者」という名目で即時解雇を申渡された。しかもこの首切りには、マッカーサー書簡を楯に憲法も労働法も、団体協約も就業規則も、すべてのものがふみにじられてしまったのだ。

東條時代にさえも見られなかったような暴挙——これは、一体なにを意味しているのだろうか。それは明かに朝鮮動乱から極東の事態が重

大化しつつある際、わが国内外の支配者たちが急速に日本を軍事的に再編成することを決意しその手はじめとして、われわれから一切の真実をおおいにかくすために、まず言論報道の自由を封殺しようとしている——ということである。

進歩的な読者に対する圧迫はこれまでも行われたことがあった。だが、こうした圧迫は労働法や労働協約の抜け穴を狙うか、或はまたそのワクの中で進められ、その結末も反撃による後退か妥協と言う形で終わったのであった。ところが今度の場合、支配者たちははいさいをつくる余裕さえも失い、むりやりに、一切の法律を無視することによって「戦争への道」に突き進もうとしているのだ。

今や全世界には戦争の暗雲が重苦しくのしかかっている。もはや人々は戦争が始まるか、どうかを問うことはない。いつ始まるかを問うているのだ。それだけ戦争の危機は深まっている。

だが、戦争はあくまでも防がなければならない。平和は絶対に守らなければならない。そのためには、どんなに困難であろうと、言論の自由を守らなければならないのだ。これは良心の命令である。言論弾圧に対する私たちの闘いはこうして開始された。

最初は出口のない闘いのように見えたこともあった。だが日ごとの闘いは遂に大きな壁を突き破ることに成功した。

「日本を再び暗黒時代に逆もどりさせるな」の声は労働階級、知識人の間にわき始めた。こうした世論の渦のなかで、闘いはいま最後の勝利を目指して進められている。

## ②法律も無視したファッショ的なやり方だ

今度の首切りほど日本の新聞のパンパンの性格をむき出しにしたことはない。各社とも大体似たり寄ったりだが、毎日新聞の場合を例にすると、会社側では首切りの理由をこんなふうに言っているのだ。

「本年6月4日以来、しばしば出されたマ元帥の書簡の意義について、このたび関係筋の重大な示唆があった。われわれは報道機関に課せられた責任にもとずき、本社から共産主義者ならびにこれと同調する分子を閉出すことを、われわれの義務と信じ、君を解雇する。これが理由の全部で、これ以上説明することも出来ないし、これに関する一切の質問に答えることも出来ない。正当な退職金を支給する。即刻職場から退去せられたい」——解雇通告全文

「この際特に組合幹部の方に申し上げておきたいのは、今回の措置は一切の国内法規や労働法規に先行すると解釈していることであります。つまり、今回の解雇はマ元帥の書簡にその根拠をおいているのであります」——毎日労組幹部への通告より

会社側は、共産党中央委員の追放や「アカハ

タ」の幹部追放など関する7月18日付マ元帥の書簡の内容を一般新聞にまでむりやりに拡大解釈して首切りの理由とし、しかも「関係筋の重大示唆」と称して厚かましくも一切の国内法規に先行すると述べているのである。だが、会社側の主張がいかにでたらめなものであるかは、日のたつにつれて次第にバクロされてきた。吉田政府は会社側を支持する態度を示してはいるが、結局今度の首切りは「経営者と従業員との問題である」（大橋法務総裁の参議院での答弁）としか述べることが出来なかった。

会社の措置が不当であることは最初から明かなことなので、私たちは直ちに東京地方裁判所に地位保全の仮処分手続きをとったが、会社側は依然として今度の首切りは一切の国内法規に先行すると主張し、日本に裁判の管轄権はないと抗弁し続けている。実際、会社側に見れば、これ以外に抗弁の途はないのだ。もしこの主張が崩れるならば、一切が崩れてしまう。

だが、日本をとりまく情勢は新聞経営者の焦慮などは冷酷に無視して、どんどん変って行く。五鬼上最高裁判所事務総長は8月12日名古屋高裁で開かれた労働関係裁判官会議に出席の際、記者団にこう言明している。

「言論界の追放に対する仮処分の申請が現在東京、大阪、名古屋、仙台、小倉など11件余り上っているが、これに対する処分につき関係方面

と折しよとの結果、新聞放送の追放は各社が自主的にやったことだから、当然日本の裁判所で裁判さるべきものと決定された。この点、各裁判官が公平な立場にたつて裁判することを期待している。

これは当然すぎるほどに当然なことだ。会社側の主張が認められるならば、日本はもはや法律など不要となり、裁判所も不要となる。裁判所自身にとつても、これは由々しい一大事なのだ。

### ③「記憶にない」と逃げる

裁判所が申請を受理したことは、法廷斗争の緒戦で私たちが勝利したことを意味する。だが、私達の勝利はこれだけではない。朝日新聞西部本社 of 被解雇者が12名が申請した仮処分裁判は8月26日福岡地裁小倉支部で早くも第2回目の弁論を終了、結審となったが、この日の会社側答弁はまさに夢遊病者の答弁としか受けとれぬものであった。例えば、こんなふうである――

組合側弁護人 解雇は会社が自主的にやったものか。

会社側証人吉村印刷局長 そうだ。マ書簡の趣旨にもとずき関係方面の示唆を含めて自主的に行った。

組合側 結局、自主的に行ったというのか。

吉村 そうだ。

組合側 同調者はどういう根拠で判定したか。  
吉村 社の内外から得た情報にもとずき判定

した。

組合側 例えば、どの情報は誰からどのように入手したか具体的に例証せよ。

吉村 信義の上からも言えない。

組合側 法廷では信義はない。宣誓に反してそういうことを言えば証言拒否になる。

――双方弁護人が押し問答を展開、裁判長休憩を宣言、約20分後再開――

吉村 具体的に例証できないのは、記憶が明かでないからである。

組合側 前言とは違う。偽証だ。偽証の告訴も辞せぬから裁判記録を読み上げてほしい。

――裁判長再び休憩を宣言。間もなく再開――

裁判長 証人は記憶にないといっているのだから（とこの点はいまいのまま続行）。

組合側 関係方面とは何か。

吉村 言えない。

組合側 知っていて言えないのか、記憶にないのか。

吉村 記憶にないからだ。

組合側 関係筋とはどういう意味か。またいついかなる示唆があったかも覚えていないような陳述には、なんらの証拠力をも認めがたい。

記憶にない情報、記憶にない示唆、つまり会社側は不思議な幻想にとりつかれて、夢遊状態のうちに人の首を切ってしまったというのだ。実

に危険なことだ。かれらはいつまで幻想にとりつかれて、どんな破壊行動に出ないとも限らない。裁判長としても、こういう精神病患者の言葉に正当性を認めることは、まず困難であろう。

会社側は唯一の拠りどころさえ失ってしまったのだ。残された逃げ道はひきのぼし戦術以外にはない。東京では8月10日の第1回審訊を「準備がまだ出来ていない」と称して延期にさせ、裏にまわつて、あの手、この手と見る目も哀れな術策を弄し続けている。

### ④この斗いは「平和を守る斗い」である

私達はどうして私たちの前に立ちはだかつていた壁をともかく突き破ることに成功した。だが、それだけで満足し、前途を楽観しているわけではない。今度のような余りにも明白な事柄に對しても、現在の情勢は決してそれほど甘くないからである。法廷斗争には自らその限度がある。また私たちの斗いがかりに法廷で勝ったとしても、ただそれだけでは本当の勝利とは言えないのだ。新聞の紙面からインキ報道を追放し、自由と公正を取り戻さない限り、私たちの勝利はない。

また新聞の自由と真実のための斗いは単なる新聞人の問題ではない。それはあらゆる労働者、知識人の問題であり、日本人全体の問題である。あらゆる人々がファシズムとの闘いに起ち上らない限り、言論の自由も平和も守り通すことは

困難なのだ。

私たちはこのことを十分に認識し、一方では職場の同僚に呼びかけ、他方では一般の働く人々、知識人に広く呼びかけている。この成果は着々とあがっている。

これまで比較的穏健な動きを示していた「知識人の会」——幹事長中野好夫（東大教授）、副幹事長戒能通孝（早大教授）、同清水幾太郎（廿世紀研究所長）、書記局責任者中島健蔵（東大講師）の各氏——では特に今度の事件に重大関心を寄せ、まず最初の幹事会で裁判長にあて公正な裁判を期待する旨のメッセージを送ることを決議、続いて開かれた二度目の幹事会では一般知識人に呼びかけることを決議した。このアピールは全知識人の署名を求めることになっており、今度の事件をきっかけとして知識人の反ファシズム戦線が形づくられようとしている。

また自然、人文科学界の進歩的学究で組織されている「科学者平和コン談会」でも、今度の言論弾圧には科学者として反対するとの声明を出している。次ぎに知識人の声を拾ってみる。

中島健蔵氏談——いやしくも法治国家である以上、それが破られたら一般人民の生活はメチャメチャになってしまう。今度の事件はどうしても憲法をじゅうりんするものと思う。公正な裁判が行われることを望む。

今中次麿氏談——法律を無視し「赤」の名目

で一方的に追放を行うことは民主主義を自ら破壊する行為である。次ぎに迫る脅威から学問の自由を守るためにも、今回誠首の通告を受けた言論界の進歩的な人々が積極的に闘って、民主主義を防衛されることを期待してやまない。

戒能通孝氏談——今度の事件は信条による差別扱いをしたもので、当然労働基準法第3条に触れてくると思う。かりにマ書簡にもとずくとしても、書簡は責任ある政府に対して送られたものであるから、政府が所要の法的措置を講じていないのに、経営者が勝手な解釈を行うということは、おそらく裁判所としても認めがたいであろう。またアカハタの場合にしても、追放されたのは幹部だけで、一般記者は追放されていない。従って一般新聞社の場合、責任ある地位にいて、しかも暴力的行動や影響を紙面作成に及ぼした事実がない限り、同じケースとは思わない。

労働者階級も、全国の進歩的新聞人が労働組合や一般文化人とともに新たに組織した「言論弾圧反対同盟」との共同斗争に続ち上っているし、社会党や総同盟も今度の首切りには反対している。社会党は機関紙「社会新聞」で「赤追放に名をかる首切り拡大、労働運動危機に直面」と題するトップ記事を掲げて首切りの反動性を攻撃し、総同盟では機関紙「労働」で「組合破壊の危険」と題し、もし新聞、電産に加えられる

た「赤」追放がそのまま泣き寝入りで終わり、しかも基準法にふれないという労働省の見解が正当性を与えられるならば、同じ形式の赤追放が「悪疫の如く全企業にマンエンするに相違ない」と断じている。

首切り直後「同調者」の烙印を恐れて沈滞した朝日、毎日、読売各社の従業員も次第に元氣を取戻してきた。毎日新聞の場合、闘争一カ月目に有楽町駅で行った資金カンパには、五人に一人の割合でこれに応じ、しかもそのほとんどが私たちを激励してくれた。それは働く人々だけがもつことの出来る美しい愛情なのだ。

#### ⑤腕を組み、戦列に参加しよう

闘いはまだ始まったばかりである。だが既にこのような成果があがっている。これからの闘いにはおそらくお幾多の困難があることであろう。だが闘いの前途は明るい。

ファシズムは自信を失っている。それだけにますます凶暴性を加えるに違いない。だが、たとえ、どのような「破壊行為」にかれらが乗り出して来ようとも、私たちは一步も退かない。言論の自由と無実私たち新聞人にとって「命」そのものだからだ。

報道界を襲ったこの政治的「首切り」は続いて電気産業労働者の肩の上にのしかかり、引続き官公職員、さらに学園の進歩的教授の追放にまで及んでいくことは明らかである。いま私た

ちがこの斗争に全力を傾けて起上がない限り、権力者の暴圧はいよいよその厳しさを加えて吹きつのである。

しかもこうした情勢の中にあつて、私たちの日常生活はまさに破滅の一步手前に追い込まれている。政府と新聞の宣伝にも関わらずペラ棒な地方税は、現実に私たちの生活をメチャクチャにし、各地域、各職場において減免運動が活発に行われている。こうした「首切り」からはじまる政府の一連の施策はそれなら一体何を意味しているのだろうか？

それはあまりにもはつきりしている。戦争！「戦争への道」を強引にきり開こうとしているということである。そのためにこそ、このような一連のファッショ的な施策が行われているのである。だが権力者らのこのような強暴な政治が行われているにもかかわらず、わが国をも含めた国際平和勢力は次第にその力を増大しつつある。「原子兵器の使用禁止！ 戦争反対！」のストックホルムアピールに答える平和投票は全世界において三億を超える龐大な支持を受けているし、わが国においてもすでに237万票が集められている。

私たちは今こそ平和を守らなければならない。それは広い人民層と手を握り、国際平和勢力と提携して「戦争反対・平和を守れ」の狼火を高くかかげねばならないのだ。

「S・アピールに答えよ！」——これこそを平和を愛する人々の合言葉として各職場をはじめ、あらゆる地域に於て平和投票の運動に参加しよう。そしてこれこそが平和を愛する人々の「心の結晶とならなければならない。平和を守ろう！ 自由と真実を守ろう！」

### ③ 眞陳述書

——略——（本稿69頁第二部第二章に掲載）

### ④ 毎労10年史

【注】『十年の歩み——毎日労組の記録』毎日労組1956年2月15日刊。10行の前文のあとは、『われら』52号の引き写しで、省略してもいいのだが、若干の言葉遣いや言い回しに違いもあるので参考のため全文収録した。

### レッド・ページと毎日労組

25年7月28日はわれわれ新聞通信言論報道機関に従事する労働者にとつては忘れることのできない歴史的な不祥事の起つた日であつた。すなわち、この日午後3時、朝日、読売をはじめ新聞通信報道関係の経営者は「6月6日以来出されたマッカーサー書簡の趣旨に基づいて共産主義者ならびにこれが同調者を解雇する」という爆弾声明を発して、各報道機関からそれらの

分子を追放した。そして。この措置は、数日前に行われた放送関係および翌月8月5日に行われた地方紙関係の解雇者を合せて、全国で688名に上つた。そしてわが毎日新聞社でも東京関係31名、大阪関係18名、計49名を出したのであつた。

同日午後3時、毎日新聞社の会社代表は、労組代表に会見を申込み、その席上「今日は非常に重大なことをお知らせする」と前置きして次のように共産党分子ならびに同調者の解雇を通告してきた。

「会社は、本日ただ今、次の者を解雇し、それぞれ所属局長から伝達中である。解雇の理由は、諸君もご承知のとおり、6月6日以来しばしば出されたマ元帥の吉田首相あての書簡の意義は誠に重大であつて、このほど関係筋から強い示唆があつた。

われわれ新聞経営者は、報道機関に課せられた責任に基づいて、本社から共産主義者ならびにこれと同調する分子を締め出すことをわれわれの義務であると信じ、今回の措置をとつたのである。

この際とくに組合幹部の方に申上げておきたいのは、今回の措置は一切の国内法規や労働協約などに先行することである。つまり、今回の解雇はマ元帥の書簡に根底をおいている。

会社が常に組合を尊重し、労働協約を忠実に

守ってきた。このことは今後も変りはないことはもとよりであるが、今回の措置は、前に申し上げたようにまったく別個のものであるからこの点十分に理解願いたい。(後略)」というのであった。

この通告を受けた組合代表は、この席上

(一) 国内法規や労協に先行するということは  
どういふことか。

(二) 社の自発的行為であるのか。

(三) 関係方面の示唆とは何か。

(四) 示唆とは指示であったのか。

(五) 共産主義者とは共産党員のことであるか。

(六) 同調者とは何か。

(七) 同調者認定の根拠は何か。

などの諸点について会社の見解をただしたが、会社側は回答を保留して会見を打切った。

組合ではおりから招集中の中央執行委員会に詳細を報告、その対策について慎重協議した。この結果、問題は余りにも重大であり、各種の情報を収集して会社申し入れの真偽をただすべきである。同時に各支部の組合員がこの問題によって動揺する恐れもあるので、早急に各支部に帰って対策を講ずべきであるという意見の一致を見たので、その後の処置を本部に一任して中央執行委員会は解散した。

本部では直ちに新聞労連とも協議、翌日より総司令部、労働省、法務府などの関係方面を歴訪

して事態の真相を追及する懸命の努力を重ねたのである。

組合としては、会社申し入れのうち

(一) 関係筋よりの示唆があった。

(二) 今回の措置は国内法、労働協約に先行するの二点についてどのように判断したらよいかという具体的な根拠の調査に努力を重ねた。

その結果、執行部としては、次のような見解に達した。

この問題は二つのケースに分けねばならない。第1に、この措置を下した会社側の態度を、会社申し入れそのままに受け容れてよいかどうか。第2に、この措置をうけた解雇者全部が、この態度決定の内容に該当するかどうかである。

第1の問題については、関係筋の事情を聴取した結果、このことは事実上国内法に先行する性質のものであり、また組合も了承しないわけにはいかない。

第2の問題については、この問題が労協に先行して行われたのである。したがって一切の責任は会社側にあるわけで、組合がこれらの人々を擁護するためには、組合は同調者ではないという一致した断を下さねばならない。したがってこれは後の問題として決定しなければならぬ。

以上の結論によって各支部では執行委員会を開き、協議した結果、

東京支部は、7月26日付発令の解雇に対する会社の態度を了承する。

大阪支部は、今回の措置は、特殊情勢に立脚したものであり、また組合運動とは別個の性質を帯びるものである。したがって7・28解雇者は組合規約に基づくことなく今後組合員の資格を喪失するものであることを確認する。

西部支部は、7・28解雇に対し接触を保たないことを確認する、とそれぞれ決定を見た。

さらに中央執行委員会では、この重大事態に対し、緊急中央委員会を招集して決議機関によって組合の態度を決定すべきであるということになり、8月22、23の両日大阪本社に同委員会を招集した。

同中央委員会は全中央委員が出席し、議長に斎藤良男君(大阪) 副議長に富岡佐太郎君(東京)を選出して開催されたが、問題の性質上傍聴を禁止し、会場のドアを閉ざして開かれたが、折柄の盛夏でむれるような暑さのなかでまず磯江委員長より緊急招集の理由と中執のつた態度を説明、これを中心に白熱的な討議を闘わした結果、次のように組合の態度を決定した。

「今回の措置は6月6日以来数次にわたるマツカーサー元帥より吉田首相宛の書簡に基づくものであり、同時にこの措置は、8月3日ニュージエント総司令部民間情報教育局長によって指示されたものである」として、会社の措置を承認

する。その理由としてあげたものは

マッカーサー元帥は、5月3日の憲法記念日の声明のなかで「日本共産党は帝国主義的目的および破壊的宣伝を遂行する役割を引き受けたものである」とし、さらに6月6日の吉田首相への書簡で「法と秩序をべつ視し、虚偽と扇動的な声明、その他の破壊的手段により公衆の混乱を通じて暴力をふるう破壊者」と断じ、つづく7月18日吉田首相にあてた書簡では「このような目的を信奉する少数者がその宣伝をまきちらす一切の公的報道、宣伝機関を自由に、しかも無制限に使用させることは、新聞の自由の概念を歪曲するものであることは明白である」と共産党の刊行物よりの宣伝を完封した。

同時にこの書簡中に「かかる責任のうち公共的報道機関が担うほど大きなものはない。(中略)従って日本における共産主義がかかる無秩序への扇動によって表現の自由を乱用する限り報道宣伝機関の自由な利用は公共の利益のために否定しなければならない」と指摘してある。

会社はこの書簡が一切の言論機関にも該当するものとし、この件に関する措置に限り「一切の国内法規や労働協約に先行するものである」と解釈、共産主義者ならびにこれに同調する分子を解雇したもので、このことは措置後、ニュージーランド中佐の声明によって支持されたことにより明確である。

以上であるが、組合はこのほか関係各方面の事情聴取に努めた結果、それらの情勢を総合して会社の措置を承認したのである。

組合が会社の措置を承認した以上、組合規約第6条前段にいう「この組合の組合員は毎日新聞社と雇用関係にあることを要する」によって解雇者は組合員の資格を喪失したものと決定し、さらに同条後段にある本人の申請による組合員の資格保持の権利ならびに組合の上級機関に対する提訴、その他組合員としての一切の権利を喪失したものとした。

組合は23日、中央委員会の決定により、会社に次の2項の申入れを行った。

一、今回の措置は共産主義者ならびにこれに同調する分子の解雇であって、これ以外の何ものでもない。しかし、今後会社がこれに便乗して組合員の敲首を図るような行動に出るならば、組合は組合ならびに組合員をじゅうりんするものとして断固反対する。

一、組合は、会社が従来同様、今後とも組合とその正規の組合活動を尊重し、労働協約を誠実に履行するよう要求する。

この申入れに対し会社側の平野太郎専務は

「今回の措置は、あくまでマ元帥の書簡に基づいて行われた措置である。会社としては、組合の申入れのように便乗して解雇者を出すようなことは絶対にない。会社は組合の申入れを素直

に受ける。また会社がこれまでと同様、組合とその正規な組合活動を尊重し、労働協約を誠実に履行することはいうまでもない」と言明した。

解雇を通告された49名の氏名は機関紙『われら』52号に所載のとおりである。

解雇通告をうけた東京、大阪本社の諸君は東京、大阪の地裁にそれぞれ提訴した。

東京関係では2名を除いて29名の諸君が提訴したが、まず4名と会社側との間に話し合いがついた。さらに21名の諸君は、26年6月13日、東京地裁千種裁判長立会の下に、会社側代表との間に和解の覚書を交換し、提訴を取下げるとともに本件に関する一切の争いを中止することを申し合わせた。さらに他の5君も9月22日、東京地裁で会社側と円満に法廷和解が成立し、双方一切の請求権を放棄し、全関係者は依願解雇の発令が行われた。

なお大阪本社の関係者も、これよりさき会社との間に和解が成立しており、約1カ年にわたった7・28関係の問題は組合内部を旋風のようにゆるがしたが、このような経過で解決した。

## ⑤ 牧野所感

【注】「占領下の組合づくり」 新聞労連刊『新聞労連10年史』の「諸先輩の体験と思い出」に寄稿。



## 占領下の組合づくり

牧野純夫（新聞単一初代書記長・  
法政大学教授）

昭和21年2月9日、新聞単一が結成されて間もなく、わたくしたちはGHQ教育情報部によばれた。何の用事かと出向いてみると、そこには（NHKの一室）ヒックスという中尉がいて、君たちは組合について知らないだろうから教えてやろう、ということだった。傍に、稲垣君（彼はのちにアメリカ労働通信社のアシスタントになった）という名通訳がいて、ヒックスのいうことを小気味よく通訳してくれた。

もとより、組合について一通りわきまえている者ばかりだったが、ヒックスは、CIOについて実にくわしく、また、ていねいに説明してくれた。そして、なぜCIOはAFLより優れているか、そのちがいを政治教育委員会（ポリティカル・エデュケーション・コミティ）にあるのだとした。この委員会は政治的に無知な組合員に対して、平素から、政党のスローガン、その実績と組合員の利害とを、ひとつひとつ具体的に教えることを使命とする。そして、いざ大統領選挙というときには、委員会が中心となって全組合員にいかん投票すべきかをよびかけるのだ、といった。この政治教育が政治干渉を好まぬAFLの連中からCIOの連中を分離するに至った所

以であるが、これあるによってCIOは組合として強く、全労働界をリードし得るのだ、ともいった。政党の指令によらず、どの政党のどのスローガンが組合員に対して利益があるかないか、と具体的に判断し、教えるところは、さすがにアメリカだと思ったことだった。それから、彼はCIOのパンフレット、ビラなどをたくさんくれた。その中にも参考になるものは多かった。

それから後も、ヒックスには3、4度面談したが、間もなく彼は本国へ帰還した。帰還したのはかれがすぐれたCIOの闘士であったということからだ、と噂された。

× × ×

この年4月ごろ、米国から教育施設団が来た。このなかに、イービーという、これもCIOの闘士がいた。彼はとくに日本の組合指導者に会いたいというので、ある朝、帝国ホテルの一室で数名の者が彼とあった（このときも稲垣君の通訳がうまかった）。何を話したのかいまではすっかり忘れてしまったが、ただ一つ、次の一言を覚えている。

「アメリカの物価は、いま、年々、3%ずつ上昇していく。この騰勢はしばらく避け難いであろう。しかし、われわれ労働者は、物価を上るがままにまかせてはおかぬ。資本家が3%ずつ儲けるなら、われわれの方も、闘争によって、年々、3%ずつ奪い返していく。今年も、来年も……」

そして、いまから3年たった後には、もつとも重大なときがくるであろう。そのときには、それこそ生命を賭して、われわれは闘いをたたかいるつもりだ」

彼は非常におだやかな風ぼうの持ち主だったが、このくだりでは、さすがに頬が紅潮した。

× × ×

10月ストのときのことである。在京の各国特派員たちが組合側のはなしを聞きたいというので、ある日の午後4時ごろ、糖業会館地下のレストラン・リッツで、いわゆる記者会見をした。わたくしが代表として出かけた。

まず、わたくしから読売争議のいきさつ、今日までの実情をひと通り説明し、会社側の誠意なき態度から、ついにストライキをコールするに至った所以を述べたところ、その場のほとんどすべての記者が、こちらの真意を理解してくれた。もちろん少々小意地の悪い質問のあることぐらいのことは、覚悟していた。しかし質問はうけたが、わたくしの真意を曲げて解釈したようなものは一つもなかった。なかには「よく分かった。しつかりやり給え」と、会見後、私に握手をもとめに来た日本語の出来る記者も二人ばかりいた（このうちの一人はいまも日本にいる）。さらにカソリック新聞の僧侶記者までが、私に握手をもとめた。

その翌日である。この日の外人記者の記事が、

あちから電報として打ち返されて、こちらの新聞にも外電としてのつた。それらの2、3は、きわめて悪意にみちたものだったが、会見にきた記者のなかには、それらの記事の筆者の名はなかった。

× × ×

かの名だたるインボデン中佐の名は、いまでも覚えている人は少なくないであろう。わたくしは、彼に3度あった。はじめの2度はストのことで、あとの1度は北海道新聞争議の後始末についてである。彼はこちらのいうことは、はじめから聞かぬ。云わさぬ、という態度だった。背の高い、大柄な男だったが、こちらが一言いうと、インボデンは両手を机の上にわなわなと震わせながら、また、声もなかなば震わせながら、わめき立てるように何かをしゃべった。それを聞いてか、聞かずに、通訳の二世も、険悪な面相で、しかも喧嘩腰でしゃべりまくっていた。

わたくしは、資本家の犬というのはこんなのをいうのだろう、と思った。

× × ×

このはなしを、ある米国の特派員（もとより彼は進歩的分子である）に率直に語ったら、彼は「よしきた待ってろ」といった。

彼は同志4、5名を語らい、インボデンのところへ押しかけた。そして、むかしわたしどもが銀行家をやつつたように（わたくしは金融記者

だったの、そのとき、そう思った）、こてんこてんに犬を叩きつけた、とのことだった。

—— 2月25日、わたくしどものつくつた  
産別会議解散の日に

## ⑥ 毎労20年史

【注】『毎日労組二十年史』 毎日労組1  
967年9月1日刊。

### レッド・ページ

戦後シュンとしていた資本の側は、24年ごろまでに見違えるようにたくましくなっていた。

労働者側は戦線統一を急いでいたが、労働者は手をつないでたかうことより、内輪の対立にエネルギーをすりへらしていた。一致してたかうことに不慣れでもあった。25、26年の毎日労組を大きくゆさぶったレッドページと労働時間の延長はこういう背景のもとでおこった。

24年1月の総選挙で共産党の議席は4から一挙に35にふえた。

24年6月、平事件がおこった。7月、下山、三鷹の両事件が日本中をゆり動かしした。ソ連では原爆が完成した。10月1日、長かった中国大陸の内戦も終りをつけて、この日中華人民共和国が成立した。12月7日、台湾にのがれた国民政府は台北を首都に定めた。中国革命の勝利はアジア、中近東の民族解放運動に強い刺激を与え

た。東西両陣営の間には「冷たい戦争」が火花を散らし始めていた。アメリカは日本を極東の防壁として育てる決意をしていた。

25年2月14日、占領軍の教育顧問、イールズは新潟大学で、反ソ、反共演説の第一声をあげた。彼は各地の大学で、赤色教授の追放を叫んで回った。「イールズ帰れ」の学生アッピールが全国にこだました。

5月3日、マツカーサーは「共産党は外国の政策を遂行する役割を引受けている」という談話を発表、非合法化の日がせまっていることを暗示した。

5月30日、皇居前広場で開かれた人民総決起大会で、米軍兵士や通訳がなぐられた、という理由で学生、労組員8人が逮捕され、40時間の軍事裁判で2年から10年の重労働が宣告された。

25年6月6日、マツカーサーは日本共産党中央委員全員の追放を指令した。翌7日、同党機関紙「アカハタ」の編集幹部17人の公職追放を指令した。編集局次長、聴滞克巳もそのなかにふくまれていた。マツカーサーは「日本の新聞は全体として、新聞綱領を守るといふ義務を果たした。しかし顕著な例外としてアカハタがある。この新聞は……虚偽にみち、煽動的、反抗的な呼びかけを満載してきた」と吉田首相宛の書簡で理由を述べた。

6月25日、朝鮮に動乱がおこった。

その翌26日、マツカーサーは再び吉田に書簡を送り、アカハタを30日間発刊停止の措置をとるよう指令した。

そのなかでアカハタは「外国の陰謀勢力の手先機関であることを証明するものである」とのべた。

7月18日、マツカーサーは再び書簡を発表した。そのなかに次の一節があった。

「自由世界の諸軍隊が偉大なたたかいに従事しているとき、社会のすべての部門は、それぞれの責任を引受けねばならない。自由な新聞が、自己の責任を果さず、しかもその破滅をまぬかれたというようなことは史上にまだその例をみない」

無気味な「書簡」だった。嵐の前兆だった。そして、マスコミ労働者にとつて忘れることができない日、昭和25年7月28日が訪ずれた。

この日午後3時、新聞通信放送の大手8社、つまり毎日、朝日、読売、日経、東京、共同、時事通信、NHKで共産主義者とその同調者に対する解雇処分がいつせいに発表された。経営者側は組合側にこの旨を申入れると同時に、該当者をつぎつぎに呼び出して通告した。外勤者も出先から呼び帰された。

「マツカーサー書簡にもとづいて君を解雇する。退職金は規定どおり支給する。直ちに身のまわり品をまとめて社外へ立去ってもらいたい」

——いやも応もなく、職場で同僚にあいさつする暇もなく押し出されて、怒りを爆発させるもの、ぼう然自失するもの。さまざまの情景がみられたが、この日限りマスコミ社会から追放された人々は、8月上旬に行なわれた地方紙関係の解雇者を合わせて全国で688名にのぼった。

毎日でも午後3時、会社が磯江仁三郎委員長、仁藤正俊書記長、山崎正英、武藤昇両副委員長に会見を求めてきた。席上、小林専務は「きょうは非常に重大なお知らせします」と口を開いた。仁藤は「いよいよ、きたか」と目を閉じた。

——略——（本稿16頁第一部「7月28日の前夜」に掲載）

小林専務は重々しく伝えた。「会社は本日ただいま、つぎの者を解雇し、それぞれ所属長から伝達中である。6月6日以来、しばしば出されたマツカーサー元帥の吉田首相あて書簡の意義はまことに重大であるが、このほど関係筋から強い示唆があった。われわれ新聞経営者は報道機関に課せられた大きな責任にもとづいて、本社から共産主義者ならびにこれと同調する分子を締め出すことをわれわれの義務である」と信じ、本日の措置をとったものである。今回の措置は一切の国内法規や労働協約に先行すると解釈している。つまり、今回の解雇はマ元帥の書簡にその根底をおいているものである。会社は常に組合を尊重し、労協を忠実に守ってきており、今後

も変りないことはもとよりであるが、今回の措置はまったく別個のものであるから、この点を十分にご理解願いたい。なお解雇者には正当な退職金を支給することも合わせて報告する」

これに対して磯江らは「関係筋の示唆とは何か」「共産主義者とは共産党員のことか」「同調者とは何か」などについて会社の見解をただしたうえ「同調者という非常に広義に解釈される言葉では、これに便乗してかく首を行なう疑いも起り得るが、組合は断じて便乗を許さない」と強調して会見を終わった。

そのころ、大阪本社でも伝達中であつた。西部、中部にはなかった。解雇されたものはつぎの49名である。

——略——（本稿238頁に掲載）

会社の申入れを受けた委員長らは折から待機中の中央執行委員会に報告、対策を協議した。問題があまりに重大であつた。各種の情報を集めて会社申入れの真偽をただすべきだ。また、各支部とも動揺のおそれがあるので、急ぎ帰任すべきである——ということで意見が一致した。

とりあえずその後の処置を本部に一任して中執は散会した。こうして本部は前月の6月20日、東京本社大会議室で結成大会をひらいたばかりの新聞労連とも協議、総司令部、労働省、法務府などの関係各方面も歴訪し真相解明につとめた。その結果、執行部としては

(一) 今回の措置は事実上国内法に先行する性質のもので、組合も了承しないわけにはいかない。

(二) 労協に先行して行なわれた以上、一切の責任は会社側にあるわけで、組合が対象者を擁護するためには、同調者でないという一致した断を下さねばならない。これは今後の問題として決定しなければならぬ。

という見解に達した。各支部ではこの見解について執行委員会で討議したが「会社の態度を了承する」(東京)「解雇者は組合員の資格を失なうものである」(大阪)「接触を保たない」(西部)旨をそれぞれ確認した。

この間、新聞労連は8月1日の拡大中央執行委員会

(一) 今回の措置は共産党に対する処置であり、民主主義の根本原則、新聞言論の全般的方向への規制としてとられたものでない

(二) しかし経営者側が組合運動の抑圧、人員整理などに悪用するならば断固反対する

(三) 共産党支持者と認定する基準は、確実な証拠、本人の具体的行動を基礎とするよう要求し、概念的な思想方向に対する一方的判定での処分には断固反対する。

ことを決めた。

毎日労組の中執は、問題の重大性を考えて8月22、23両日大阪本社で緊急中央委員会を聞いた。

た。残暑きびしい最中だったが、会場のドアをしめ切って全員汗だくになって論議をかわした。その結果、2日目の午後、あらましつぎのような組合の方針が全員一致で決められた。

――略――(右の方針は本稿88頁「7・28の労働組合」に掲載)

この決定に従い、組合は29日会社に申入れ、確認をさせた。

一方、解雇者は全新聞の支援を受けて言論弾圧反対同盟準備会の名のもとに反対闘争に立ち上がった。この準備会はのちに新聞放送出版弾圧反対同盟となった。毎日では東京、大阪本社前でピラマキなどによって組合員に訴えるとともに、東京、大阪地裁へ訴えた。しかし、その後のたたかいはきびしいものがあつた。

解雇当時、労働記者として活躍していた矢加部勝美は中労委会長、末弘厳太郎のところへかけこんだ。末弘はさきの三瀬・局付問題のとき、都労委会長として決定をくだした人だが「個人の弁護はできない。レッドバージの被害者が全員一致してGHQを相手に法律的に争おうということなら、大弁論をやってもいい」といわれた。「そんなことやっても何にもなりません」で終わってしまった。

9月2日、総評幹事会は「ページはやむなし」という結論を出した。

GHQや警視庁にリストがあつたのはたしか

だった。共産党細胞は、当時同党の方針で公然化されており、団体等規正令の届出制もあって、細胞の構成が全国的に捕捉されていた。東京本社関係では2名をのぞいて29名が提訴したが、まず4名が会社と話し合いをつけ、21名は翌26年6月13日、東京地裁の法廷で会社と和解の覚書を交換し提訴を取下げた。さらに残りも9月22日、円満に法廷和解が成立して、双方一切の請求権を放棄し、全関係者は改めて依願解雇の発令が行なわれた。

大阪本社関係でも、これよりさきにすべて和解が成立しており、組合をゆるがせたレッドバージ事件は一年余で一応落ち着いた。牧野らは「最高裁まで争う」とがんばったが、「これまで5年間も組合を割らないでいっしょにやってきた」という同志感が全体として收拾への道を急がせた。毎日がトップだった。

一段落したところ、東京本社の会議室で執行部と解雇者全員が顔を合わせた。「磯江、仁藤を殺せ」というぶつそうなピラが飛んだあとだけに、仁藤は「なぐられるかもしれない」と覚悟していた。だが、今泉正浩、田村五郎らが「執行部の苦しみはよくわかる」と逆になぐさめた。仁藤らは感動して、涙を流した。口もきかなかった両闘士は手をにぎり、それ以来友達になった。

レッドバージがすんだ25年10月13日、政府はさきに追放したG項該当者のうちの解除者を発

表した。毎日では、永戸、塚田をはじめ十一人が解除された。

【注】しかし傷あとは星霜10余年をへた今日でもなまなましいものがある。49名の解雇者のうちには、最近共産党の中共派肅清で除名が公表されたようなスジ金入りもいるが、共産主義者ならびにその同調者として一貫している人は少ないようだ。大学教授、会社重役、評論家など、それぞれの世界に転身して活躍しているが、新聞単一以来の立役者である牧野純夫、今泉正浩らもついに秘話公開に応じてくれなかった。

民間産業では電産、映画とページが続ぎ、11月末までに合計1万727人が追放された。

## ⑦ 毎日100年史

【注】『毎日新聞百年史』 毎日新聞社1972年2月21日刊。他文書からの引用に終始し、他人事然の筆致で、当事者としての言及はまるでない。

### レッド・ページ

言論界の追放と解除は、冷戦に伴う「ワシントンの変心」といわれた。言論界のページ（追放）が解除へと逆転する裏舞台としてレッド・ページがある。

昭和25年（1950）7月28日、本社はじめ新聞通信放送の大手8社では、共産主義者とそ

の同調者とみなされるものに対し、いっせいに解雇を申渡した。

「マッカーサー書簡にもとついて」という処断であった。本社では東京、大阪両本社で49名が解雇された。西部、中部には1名もなかった。ついで8月1日、地方各新聞社でもレッド・ページは進められた。8月末に現在で50社700名（うち依願退社42名）に及んだ。（『日本新聞年鑑』1951年版）

——略——（マッカーサー書簡のうち、6月7日、同26日、7月18日の抜粋引用なので略す。全文を本稿281頁に掲載）

これらの書簡の新聞界への発動の経緯について「日本新聞協会10年史」は、「7月24日総司令部民政局公職審査課長ネピア少佐が、在京8社と地方社を代表する新聞協会の代表者を個別的に招いて、マ元帥がアカハタに対し3度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党員およびシンパを全部追出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい、と口頭で伝えた」と記録し、さらに、これは命令ではないと言っているが、命令以上のものであった。追放者の氏名発表の日取りまで指定してあるので、各社は2、3日中に大急ぎで人選をして、……」と追記している。

毎日労組でも、当然各方面に真相解明に努めたが、了承しないわけにはいかなかった。「毎日

労組20年史」によると、「GHQや警視庁にリストがあったのは確かだった。共産党細胞は、当時同党の方針で公然化されており、団体等規正令の届出制もあって細胞の構成が全国的に捕捉されていた」といつており、マ司令部がリストを用意していたとされている。（信夫清三郎『戦後日本政治史』IV・勁革書房・昭40）

本社49名の解雇者のうち29名は東京地裁に提訴したが、その後一部は法延で会社と和解が成立して提訴を取り下げ、一部は会社と話し合いがついた。本社では26年9月22日、法廷和解がすべて成立したので全関係者を、改めて依願解雇として発令した。

しかし、このレッド・ページは同調者をどうとらえたかに疑問を残した。「毎日労組20年史」が、「49名の解雇者のうちには、スジ金入りもいるが、共産主義者ならびに同調者として一貫している人は少ないようだ」と後記しているように、当時でもリストが正確かどうかが論議された。しかし占領軍の至上命令に押切られたのである。

なお、レッド・ページは報道機関を皮切りに民間企業や政府・公共団体に及び、1万名を越える職場追放であった。

## ⑧ 三上論考

【注】『毎日新聞』『梶谷編刊』（レッ

ドページ」の第五章に三上正良が執筆。

## 第五章 毎日新聞 三上正良

### 〈49人の解雇〉

1950年7月28日午後3時ごろ。

毎日新聞のレッドページは、東京本社関係31人、大阪18人、合わせて49人が「マッカーサー書簡にもとづいて解雇する。ただちに身のまわり品をまとめて外へ立ち去ってもらいたい」とする会社側の通告をうけた。東京では、その通告文書を拒否して返上した。社内は異様なほどの沈黙におしつつまれ、ページ組を凝視するだけだった。

この直前、会社側の小林専務は、労働組合の磯江委員長、仁藤書記長らと会見して、つぎのようにつたえている。

—略—（毎労20年史を引用『本稿247ページに掲載』）

組合幹部は、待機していた中央執行委員会にこれを報告、その後の処置についての本部一任をとりつけた。

「レッドページ」の被害者はつぎの人びと（かつこ内は職場）である。

—略—（本稿238ページに掲載）

社を追いだされた毎日のページ組は、各社のページ組と一体になり、言論弾圧反対同盟（言反同）の毎日班として社前のビラまき、ガリ版B4

判の機関紙をつくり、大衆的に訴えた。各社でもみなそうであったが、ページ組は社内に入り立ち入ることをくりかえし交渉したにもかかわらず拒絶された。

### 〈朝鮮戦争下の言論状況〉

このレッドページの嵐は、すでにある程度予知される情勢であった。

戦後のわが国の民主化は、共産党の合法化とその活動による影響力が大きかった。1949年1月の総選挙では、民主自由党が絶対多数を占めたが、共産党はそれまでの4議席を一挙に35議席に伸ばした。

4月に中国人民解放軍は南京に入城し、蒋介石一派は台湾に逃亡した。このころ、GHQ新聞課長のインボデン少佐が「共産主義に対して徹底的イデオロギー闘争をやるのが新聞の大きな使命だ」（3月、宮島での新聞講座）とのべたのにはじまる共産主義排撃の活動が強まった。

4月に団体等規正令の公布施行、特別審査局の設置。6月に東芝46000人の整理案発表、7月に国鉄整理第1次3万7000人発表。ついで第2次6万2000人発表。そして7月5日下山事件、同15日三鷹事件、8月7日松川事件とつづく。政府の増田甲子七官房長官はこれを「共産党の仕わざ」と発表。そして1950年5月3日、マッカーサーは日本共産党を破壊的と非難、非合法を示唆し、6月2日、政府はウィロ

ビー書簡にもとづいて東京都内のいっさいの集会、デモを禁止した。これが全国に拡大され、日本国内のいっさいの集会、デモは禁止され、一種の戒厳令状態となった。

6月6日、マッカーサー指令による日本共産党中央委員の追放、翌7日、「アカハタ」編集部員の追放。そして6月25日、アメリカの帝国主義は朝鮮戦争を開始した。日本は全土がその前進基地とされ、労働者階級をはじめ国民と民主勢力は、アメリカ占領軍による軍事的な抑圧にさらされ、国民生活は圧迫された。

26日には「アカハタ」の発行停止、これにつづく地方委員会、都道府県会級の機関紙、細胞機関紙の停刊処分、さらに戦間的な労働組合の機関紙の解散と発行停止とつづいた。そして基幹産業と労働組合からの「共産党と支持者、同調者の追放」（レッドページ）となった。

一般紙の報道への圧迫、圧力もめだった。一般紙には、朝鮮戦争を批判する言論、報道の自由はなかった。戦争中、毎日新聞は、現地からの報道をことごとく外電に頼った。GHQ新聞課長インボデンは7月3日、日本の新聞に「①在日米軍および南朝鮮出動中の米軍の動向について公式発表以外いっさい使用しないこと。②ただし南朝鮮前線からのAP、UP、INSその他総司令部の許可を得た特派員からの記事は使用してもさしつかえないが、内容をよく検討してから使

用すること……」などが指示された。

また、7月4日付朝日新聞の社説「転戦をいましめる」は、朝鮮戦争勃発直後のその時点で、「占領軍に服すべきは当然ながら自から買って出て、アメリカの軍事行動に協力することは日本が再び戦争に巻き込まれるおそれがある」とのべたものであったが、それは当然インボデンによって問題にされた。

その結果、朝日の論説編集は、①北鮮軍の行動は侵略行為であること、②国連がこれに対して行なった決定はやむを得ないこと、③アメリカが国連の決定にもとづいて軍事行動をとったことも当然であることについては社論を明らかにすることとし、以後の社説はこの線を体して書かれたという社内からの告白もある（新井直之著『新聞戦後史』参照）。それは「毎日」も例外ではなかった。

#### 〈前日に組合幹部に予告〉

7月22日にはGHQ民政局公職審査課長ネビア少佐が、7月18日の『アカハタ』発行停止のマッカーサー書簡にもとづいた一般紙にたいする「追放」を大橋法務総裁に通報したうえ、24日には在京8新聞社および地方紙を代表する資格での新聞協会代表を集めて、通達している。

その7月18日付マ書簡は――

――略――（「現在、自由な世界の諸力……」の文節を引用。全文283ページに掲載）

これは、その後のレッド・パージのさい、主として援用される部分である。そして、これによってネビア少佐が新聞協会でさらにのべたのは――

マ元帥が『アカハタ』に関して3度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党員およびシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから経営者各自の責任において遂行されたい。しかし司令部は背後から支援するし、また国警と労働委員会などにもそれぞれ指示してあるから安心して施行せよ」（当時日本新聞協会編集部長だった江尻進氏の記録。『新聞協会報』1952年6月4日号）といったことが記録されている（前掲、『新聞戦後史』）。

こうした米占領軍当局者の発言は、当時の組合執行部にもつたえられていたのも事実だった。このときの毎日労組本部の仁藤正俊書記長の述べ懐と思われる部分を『毎日労組20年史』の記録からそのままあげてみよう。

――略――（本稿16ページに掲載）

この毎日労組仁藤書記長の述べ懐は、当時の状況をつげるいくつかの重要な問題点がこめられているのを見逃すわけにはいかない。

その一つは、アメリカの占領政策における反共抑圧のおどしと弾圧が、いわば戒厳令下のような状況で、米軍は武力鎮圧体制を固めていたことがわかる。

二つには、共産党員と支持者を「反民主主義の暴力集団」であるかのようにでっちあげる計画的なキャンペーンを行ない、その「追放」には労働組合の右傾化による組織的な動員を行なってきたこと。

三つには、占領権力の命令という名のもとに民主運動への弾圧、思想、信条、言論の自由への抑圧、労働組合の破壊と分裂にむけて一部の組合幹部による暴力行為の容認や挑発行動が合理化されていたことの歴史的事実があきらかにされていることである。

このことは、ここでの「仁藤発言」が「命令ならいいやいや従う」「やる以上は責任をもってやる」という矛盾したことばで、いかにそのレッド・パージ協力を合理化しようとも、その米占領政策と一体の反民主主義の不当性と反動性を合理化することにはならないということではないだろうか。その権力操作のからくりが語るに落ちたということであろう。

#### 〈全新聞と新聞労連の対応〉

こうしたレッド・パージは、ほとんど国民に知らされず、深々と進行した。労働省発表によれば、年内には50社、704人に達した。当時の新聞、通信、放送労働者3万人に対する解雇率は2・35パーセントにあたり、他の産業の平均解雇率0・38パーセントを上まわっていた。

しかもこれが「共産党員及び支持者」というこ

とで、全体としてむしろGHQの示唆を奇貨として、これを組合の弱体化に利用するなど、一方的に「支持者」という名で解雇者を拡大していた例は多い。毎日などは、団体等規正令による党籍を登録していた党員は、解雇者31人中わずか7人にすぎなかった(山本明「1950年新聞放送レッドページ覚え書」同志社大学『人文学』第50号)のが実体である。したがって、レッド・ページは思想、信条の自由を奪い、職場では一時期「共産党員及び支持者」ということばは、踏み絵として労働者の基本的権利をおかす「魔力」としてふるまうのだった。

この当時、レッド・ページに対して新聞労働者が団結して戦うには、内部の民主的な戦線統一はできていなかった。一部組合幹部による分裂工作が、もつとも激しいときだった。

産別会議は、1950年5月解散し、当時世界労連と結合するため全国の労働者の結集をめざす「全国労働組合連絡協議会」(全労連)に吸収されていた。その一方、産別を脱退した組合の多くは、「民主化同盟」(民同)幹部がその主導権を握り、それらを統合して7月12日「日本労働組合総評議会」(総評)が結成され、GHQの支援のもとに、日本の労働運動の主流を占める連合体へと発展してゆくのである。こうしたなかにあつて、新聞の労働戦線は、朝鮮戦争勃発から5日目の6月30日に「日本新聞労働組合連合会」

(「新聞労連」が正式に発足した。その主力は、朝日、毎日、読売3紙を中心にしていた。こうして新聞の労働戦線は、2分され、全労連系の「全新聞」と「新聞労連」の両端に分裂していた。こうしたなかでのレッド・ページであり、経営者にとつては、占領政策の超憲法的機能をカサに、レッド・ページをやりやすくしたことも見逃せない事実である。ページに対する双方の反応も、まったく対照的であつたのはいうまでもない。

全新聞は、執行委員7人中5人はレッドページされており、7月29日の「宣言」は、つぎの通り。

—略—(本稿59頁「第二章 被害者の反撃」に掲載)

新聞労連は、各社で一斉に解雇が通告された7月28日夜、在京中執委を開いて29日から3日間、GHQ、労働者、法務省など関係筋を訪問して事情を聞いてまわり、8月1日の拡大中執委でつぎのような方針をきめた。

—略—(本稿95頁「第三章 権力に加担した労働組合」に掲載)

このように、新聞労連が、レッド・ページを簡単に承認したのは、占領軍という超憲法権力の指示を抵抗もなく受け入れることとあいまって、反共的民同派幹部の共産党に対する反発の根強さがあつたことである。新聞労連は機関紙『新聞労連』1950年8月20日号で「対共特別措置

と認定」という態度を表明している。

「こんどの解雇問題は、組合運動を逸脱した行動にたいして加えられたやむなき特別措置であるとわれわれは考えるのである。この人たちが、従来組合運動にたいして要求してきたものは何であつたか。共産党の理論のみが正しいとする独断に発足して、民主主義のあらゆる約束をじゅうりんし、組合員を彼等の意図する権力闘争にかりたてることではなかったか。そこにはいささかの人間性の尊重もないのである。こうしたことがいかに『民主主義の寛容』の中とはいえ、いつまでも許されるものと考えていたならば、虫がよすぎるといえよう」

毎日新聞の労組は、8月23日、臨時中央委員会を開いて全面容認の態度を決めた。それは「今回の措置は6月6日以来数次にわたるマッカーサー元帥より吉田首相宛の書簡に基づくものであり、同時にこの措置は、8月3日ニュージエント総司令部民間情報局長によつて支持されたものである」とするもので、もっぱら占領軍権力に依存し、会社側の「一切の国内法規や労働協約に先行するものである」と解釈していた。全新聞のなかからも、これに対する組織的な抵抗もみられず、7月28日以後、全新聞を脱退する組合は20近くにもものぼつた。

〈三瀬事件と『赤えんぴつ』事件〉  
毎日新聞労組は、レッド・ページのこれまで組



合の民主的、階級的強化にむけての有効な戦いの経験はすくなかった。そのなかで、反共攻撃では、二つの貴重な戦いを記録している。

ひとつは三瀬事件と局付問題という一連の戦いと大阪での共産党細胞機関紙『赤えんぴつ』事件である。

毎日新聞労組は、日本新聞通信放送労働組合（新聞単一）から脱退して、産別つぶしの新たな分裂、再編の中心として動きだした1947年5月におこったのが三瀬・局付問題だった。三瀬幸一氏（英文毎日）は前年10月から東京本社にもどるよう業務命令がだされていたが、11月に新聞単一の財政部長に就任したことなどを理由にした解雇問題だった。

そして、それと合わせて、「占領軍のプレスコードを犯すおそれがある」ということで会社側が「編集権」をタテにとつて牧野純夫（経済部副部長）、菅沼勝太郎（経済部）、光田善孝（政治部部長）、橋本博（政治部）、今泉正浩（政治部）、大川秀吉（社会部副部長）、小林孝祐（社会部）、鷺沼登美枝（社会部）ら8人を編集現場からはすす編集局付が発令された。

牧野氏は新聞単一本部の初代書記長、菅沼氏は前毎日支部長、今泉氏は元毎日支部書記長といったいずれも当時の組合活動における積極的活動家である。

「『社務の都合』あるいは『プレスコードを犯

すおそれがある』というのは表面上の理由で、三瀬も戦後組合活動の指導者であった。新聞単一本部の中央執行委員として10月スト、2・1ストの第一線に立っていた。表面の理由は「社務の都合」ではあったが、活動家のねらいうちの意図は明らかであった」（『毎日労組20年史』）

三瀬氏と局付8氏は合流して東京都労働委員会に提訴し、1948年2月、「労組法第11条違反」であるとの判決で、全面勝利した。49年2月、三瀬氏の辞令は撤回し、それをもって依願退社の手続きをとり、局付8氏は原職復帰をした。

『赤えんぴつ』事件は、日本共産党毎日細胞機関紙『赤えんぴつ』が創刊、1949年9月1日に大阪本社内に配布された。署名責任者は46年秋、新聞ゼネスト当時の新聞単一大阪支部長だった宇佐美通貞氏。創刊の辞には「ブル新聞はウソを書く」と評論していた。ひきつづき、3号、4号とつづいて社内には配布された。

会社側は、10月20日、懲戒解雇を申し入れてきた。宇佐美氏は、同24日「全組合員に訴える」上申書を發表した。

しかし組合側は、会社側の立場にたち、11月14日に支部大会を開いて266対14、保留11、棄権3で、これを議決、地域別中央大会でも606対176、白票8、棄権9、無効5で決定、11月22日に解雇された。

毎日の「三瀬・局付」問題と『赤えんぴつ』事件は、銘記されるべき戦いだった。

レッド・ページの戦いは、歴史的な反共攻撃の大きな包囲網のなかでのきびしい戦いだった。毎日の場合、この年の年末には、会社側の「依願退職」に切りかえてきた条件をのんで、裁判闘争も不発となり、終わった。

この「無念」は、決して尽きることはないだろう。

そしてこのときの多くの仲間のその後の歴史は――すでに故人になった人もいるが、かつて半生を捧げてきた職場、真実の報道と「マスコミの民主化」をねがい、今もそれぞれの職場にあつて自由と民主主義の社会変革へのたたかいの戦列に、不屈に生きていることであらう。

それだけではない。あのとき、職場に残っていたレッドパージへの怒りと民主的戦線統一を戦い得なかった反省は、いまでも新しくよみがえり、新たな戦いをひろげていく歴史的教訓となっていることであらう。これは、決して私だけの感慨ではないといえるだろう。

（元毎日新聞政治部記者。現日本ジャーナリスト会議事務局長）

\*鷺沼は小林。宇佐美の「大阪支部長」とあるは「大阪分会長」。新聞協会がGHQに出向いたのは24日ではなく25日。

## ⑨ 毎日池田記事

【注】毎日新聞1980年7月22日付夕刊芸欄「レッド・ページから30年」上および同23日付夕刊同下。上は4段見出しのトップ記事。筆者は学芸部記者の編集委員・池田一之

(上)

レッド・ページから30年

「超法規」雨の中の解雇

「反共」の人も同調者として

私がまだ学生のころ、1950年7月である。1カ月前に始まった朝鮮戦争の戦況が連日、用紙不足でペラ2頁の貧相な新聞の紙面を埋めていた。ある朝、「報道界から『赤』追放」の記事がのつた。各紙とも申し合わせたように片隅に小さく載せていた。

それから30年目のいま、その犠牲者たちが自己の体験を本にしはじめている。アフガニスタン、カンボジア、軍備論争が目立った先ほどのダブル選挙など、当時を連想させる内外の状況に居たたまれず筆をとるのであろう。

私も検証を思い立った。あのレッド・ページとは何だったのか——。ページされていなければ新聞社内でも当然、めぐり合っていたはずの先輩たちと会った。あの時、新聞を皮切りに公務員

(解雇者1177人)民間産業(同1万2000人)と、レッド・ページのアラシは吹き荒れた。

(敬称略)

### 二百字弱の記事

学生時代に目にふれた、その「報道界から『赤』追放」は1950年7月29日付共同電の200字弱の記事であった。

《朝日、毎日、読売、日経、東京の各新聞社、日本放送協会、時事通信、共同通信社は、最近数次にわたるマッカーサー元帥から吉田首相に送られた共産分子の活動に関する書簡の趣旨に従い、28日午後、それぞれ社内共産党員と、これに同調する分子の解雇を申し渡した。

朝日72、毎日49、読売34、日経20、栗京8、放送協会99、時事通信16、共同通信22》

この解雇者数はその後、朝日が104に、日本放送協会が119とふくれ上がる。「日本新聞協会十年史」によると、8月末までに全国の新聞・通信・放送49社の700人が解雇されたという。労働省が同年11月5日までに集計した報道関係の解雇者は694人で新聞協会史の数字より、やや下回るが、この後に続いて行われた民間の18産業部門のレッド・ページによる平均解雇率は0・38%であり、報道関係のそれは2・3%(当時の新聞・通信・放送従業員総数は約3万人)と異常なまでに高い。

当詩、毎日新聞大阪本社販売部にいて、入社1年余で解雇された1924年生まれの上井正興はいま、専修大学教授。土井が入社したのは1949年である。

▼第2回総選挙で自民党が過半数を占めるが、共産党も躍進、35議席を獲得▼政府は共産党や革新団体を取り締まる団体等規正令公布▼国鉄、全通の人員整理▼下山、三鷹、松川事件起こる▼ソ連が最初の原爆実験▼中華人民共和国成立……

### 重苦しかった社内

「そういう緊迫した状況が投影していたのか、社内の空気は重苦しかった。それが新入社員の人にさえ感じとれた。組合運動も「2・1ゼネスト」の挫折(1947年、マッカーサーの中止命令で)以来、退潮する一方で、物言う人が少なくなっていた。組合よ、しつかりしろ、というような思いもあったのでしようね。職場を代表して、しばしば組合大会などに出て発言した。入社時は総務関係の仕事をしていたが、組合での発言がにらまれて、販売部に配転させられた」

土井はその翌年に解雇された。

▼1950年「マッカーサーは元旦の年頭の辞で「日本憲法は侵略攻撃に対し防衛の権利を否定しない」と述べ▼6月6日、日本共産党中央委員24名の追放を指示▼同7日『アカハ

タ』編集局幹部17名の追放を指令▼同25日、朝鮮戦争始まる▼同26日『アカハタ』の30日間発行停止を指令▼7月8日警察予備隊創設▼同18日『アカハタ』など共産党関係刊行物の無期限発行停止を指令◇同24日、民政局公職審査課長のネピアは東京の新聞・通信・放送8社代表と、地方紙を代表する新聞協会代表を個別に招いて口頭で「マ元帥が『アカハタ』に関し3度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党員及びシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令でないから、経営者各自の責任において遂行されたい。しかし司令部は背後から支援する……」と告げた(この項『新聞協会十年史』より)

土井がことし4月に出版した『生きる』こと学ぶこと』(三省堂)はレッド・ページについて触れている。

『仕事のさいちゅう午後3時とつぜん営業局長によばれた。いきなり、解雇を通知され、理由書を読み上げられた。』

「本年6月6日以来しばしば出されたマッカーサー元帥の書簡の意義について、このたび関係筋の重大な示唆があった。われわれは報道関係に課せられた責任にもとづき、本社から共産主義者ならびにこれと同調する分子を締め出すことをわれわれの義務と信じ、君を解雇する。これが理由の全部で、これ以上説明することもで

きないし、これに関する一切の質問に答えることもできない。正当な退職金を支給する。即刻、職場から退去されたい」

解雇理由の冒頭に出てくるマッカーサー書簡は6月6日と7月18日に吉田首相あてに送られている。

前者は「法と秩序をべつ現し、虚偽と扇動的な声明、その他の破壊的手段によつて公衆の混乱を通じて暴力による破壊者……」と日本共産党を断じ、後者では、「このような目的を信奉する少数者がその宣伝をまきちらす一切の公的報道、宣伝機関を自由に、しかも無制限に使用させることは、新聞の自由の概念を歪曲するものであることは明白である。……かかる責任のうち公共的報道機関が担うほど大きなものはない……。従つて日本における共産主義がかかる無秩序への扇動によつて表現の自由を濫用する限り、報道宣伝機関の自由な利用は公共の利益のために否定しなければならぬ」

7月18日の書簡の後段の文章がレッド・ページの根拠とされ、当時の新聞社首脳部はこれによる解雇は「一切の国内法規や労働協約に先行するものである」と解釈した。

土井の記憶によればあの日の大阪はむし暑い、長い長い一日であったという。しかし、気象庁の記録には台風が日本列島に接近中で、全国的に雨。東京では前夜から降り続いていたとある。

## 夫妻そろって解雇

毎日新聞東京本社欧米部(現外信部)記者であった小林勇は同じ社内で共働きの方夫人ともども解雇の通告を受けた。

「あの日、確かに東京は朝から雨が降っていた。レッド・ページの宣告を受けた私たちは、その雨の中を私物を纏(まと)めて社を出た。他社では解雇された人の私物を社外に放り出すといううなひどい仕打ちをしたところがあつたそうですが、毎日新聞社ではそんな乱暴なことはしなかつた。でも、私たちが社屋を出て行くのを守衛が見張っていました」

「社を出たあと、産別労働会館だったかな、その大きな部屋に集まつた。私たちのように解雇を言い渡された他社の人々もすでに大ぜい来ていて、あつちの隅が『朝日』、こつちが『読売』、そこが『毎日』という具合に区切られ、記者クラブが出来たようだった。そういうわけで、この大部屋がしばらくの間、私たちの『言論弾圧反対同盟』の本部となつた」

## 民主化運動の中

小林は1915年生まれ、5年前からある小さな通信社の社長をしている。その前には総評の国際部にいた。レッド・ページの時点では入社10年目で、戦争中にはマニラに特派員として派

遣されていた。

「帰社したのは敗戦の年の11月でした。敗戦と同時にどこの新聞社も民主化運動が高まった。そんなところに帰ってきたんですね。でも事情が分からず私が運動に加わるのは、翌年の春ごろからです。レッド・ページの時は支部執行委員いわゆる末端の組合活動家つてことです。『毎日』の活動家の中にはいろんな考えの人がいた。共産党員として積極的に活動した人もいる。明らかに反共主義者と分かる人もいた。しかし、そういう人たちまでも同調者と言うことで解雇された」

(下)

### 朝鮮戦争、日々に緊迫

#### 背景に言論弾圧の必然性

小林勇、土井正興は「言論弾圧反対同盟」の一員として、東京で、大阪で、不当解雇反対の法廷闘争を試みる。同盟の名称を「解雇反対」とか「レッド・ページ反対」とせず「言論弾圧」としたのは、このレッド・ページが朝鮮戦争に対する批判の芽を摘み取る言論弾圧だとみただからである。

彼らが当時、街頭で市民に、あるいは新聞社の近くで、かつての同僚たちに訴えたガリ版刷りの《自由なる言論のために／新聞の弾圧／我らの闘争》(新書判、18ペ)にそれがうかがえる。

《全国の各新聞社から良心的な記者と工務員がただ単に「共産主義者及びその同調者」という名目で即時解雇を申し渡された。しかもこの首切りには、マッカーサー書簡を楯に憲法も、労働法も、団体協約も、すべてのものがふみにじられた。

それは、明らかに朝鮮動乱から極東が重大化しつつある際、わが国内外の支配者たちが、急速に日本を軍事的に再編成することを決意し、その手はじめとして、まず言論報道の自由を封殺しようとしているということである》

#### 一九二〇年代世代

レッド・ページについての研究レポートの多い元改造編集者で評論家の松浦総三は、この小林らをレッド・ページ世代という。入社1年余で解雇された土井のようなのは例外の方で、レッド・ページによる被解雇者は1910年代に生まれた人が多いというのである。

近刊の《レッド・ページ》(図書出版社)の編者・梶谷善久(元朝日新聞記者)もそうだし、これに松浦らと、体験記を書いている小原正雄(同)三上正良(元毎日新聞記者)現日本ジャーナリスト会議事務局長)もやはり1910年代世代である。

戦前にマルクスを勉強している。戦争はにくむが沈黙せざるを得なかった。小林はマニラ特

派員当時を回顧して、こんな打ち明け話をした。

「新聞記者というものは、どんな時代でも真実を正しく伝えていく。そうすれば読んだ人が判断してくれるんですね。私なんかマニラに一年ぐらいいましたけど、日本軍による占領下のマニラを書くわけです。なのに、日本軍司令部に言わせると、お前の記事はめめしいと言うんです。勝利への確信に満ちていないというわけです。特攻隊の記事を書いたとき、お前の記事は勇ましくないと叱られました」

小林、土井らの法廷闘争は一年後、敗北に終わる。当時の新聞・通信・放送の労働戦線は分裂していた。レッド・ページの1カ月前に朝日、毎日、読売の3紙を中心に日本新聞労働組合連合会(新聞労連)が発足しており、全新聞(全日本新聞労働組合)と対立していて、「言論弾圧反対同盟」の法廷闘争の支えとはならなかった。

それと、前回(上)で小林が語るように、解雇された人のすべてが「共産主義者ならびにそれに同調する分子」ではなかった。反共主義的思想の持ち主だが、新聞記者の正義観で民主化運動に身を投じ、そのためにバージされた人間もいた。他社には、その前者と後者を分離して法廷闘争を行うところもあったが、小林、土井らはあえて、それをしなかった。不当なのはレッド・ページそのものであり、憲法によって思想・信条の自由が保障されている限り、それに違反する解雇

措置は絶対に承認できぬと考えたからである。

▼被解雇者側では、直ちに解雇を承認して退社した者、不当解雇として地裁に身分保障の仮処分を申請した者、本訴を起こした者、不当労働行為として労働委員会に提訴した者……さまざまであったが、裁判所関係では仮処分申請は全部却下となり、労委関係は提訴件数19件、申立人員総数183名を数えたが、棄却、却下、和解、救済などの処理によって翌年8月ごろまでごく一部の少数の者を除いて解決した。（日本新聞協会十年史より）

この30年、彼らはどのように生きてきたのか——小林がいま、舵取りする通信社はその時の、報道関係のページ組が創立した。若かった土井は母校の大学院に戻ってやり直し、歴史学に着身している。その変身のきっかけになった7月28日をこしはブルガリアで迎える。彼が一貫して追求し続けている奴隷解放の思想提起、つまり「スパルタクス蜂起」の研究のためにである。

### 職安台帳に赤丸印

小林は言う。「裁判で争った1年余、私たちは退職金を供託していた。だからその間は失業保険だけが頼りで、毎月、それを受け取りに職安に行く。2回目のときだったか職安でまだ就職先が決まらないかと言うんですね。紹介してやる

と対応の係員が台帳をめくるんですよ。ちょうど係員はガラス窓を背に私と対していたので、台帳の中身がガラス越しにこちらにも見えるんですね。私には色鉛筆で赤丸が付いていた。それ、チラシと見た係員は『ああ、そうですか』とつぶやいただけで、もう私をどこかに紹介するとは言わなくなるんですね」

### 世を忍び名を偽る

小林や土井のほかにも他社のページ組の、何人かと会った。その人たちの話の中で共通するのは小林が職安のガラス越しに見た「赤丸」の残酷さである

「いまにしようと思うと、あの天皇制下の、戦前の左翼に対する弾圧。私たちもそれに連座したと同じ心境ですね。レッド・ページ当時の世間一般のとらえ方もそうでした。それこそ、親類縁者まで口きいてくれなくなる。結婚が破談になった話もありましたね」

これは小林の夫人の発言である。

「あの時点でレッド・ページと言うと、もう本当に赤穂浪士どころの騒ぎではないんですね。30

世を忍び、名を偽って生きる以外になかった。私も半ば過ぎての首切り、力仕事は出来ないし、新聞社で働いていたということは全然キャリアにならない。雑文書き、放送の台本書きの仕事をもらうにしても、名を偽って小さくなつて……自

分の人権を踏みにじるような、生き方しかできなかった」

30年後のいま——、被占領国の国民には言論の自由がないといえるなどと、いくらでもさめた目で見ることが出来る。しかし、私には戦争と言論とのかかわりがこのレッド・ページにはやはり色濃く出ていると思われる。

土井の『生きること……』梶谷編の『レッド・ページ』にもあったが、レッド・ページを扱う研究論文にしばしば使われる「毎日労組二十年史」からの数行の引用がある。当時の朝日、毎日労組の幹部が、ページの日の前日、占領軍司令部民政局のネビアに呼びつけられたときの体験談だ。

《部屋にはいると、ギクッとした。中佐があまりにも人間ばなれた顔であったことも理由の一つだが、背後の壁にビストルを並べ……》まさに戒厳令下であり、戦争ための言論弾圧と覚えてならない。

30年前の7月、紙面の片隅に200字たらずの「報道界から『赤』追放」がこの検証のきっかけとなった。それにしても小林、土井らのインタビューは、いまも生々しかった。（敬称略）

## ⑩ 毎労50年史

【注】『毎日新聞労働組合五十年史』 毎  
日労組1995年12月10日刊。

### 第二章 レッド・ページと反動攻勢

1950年のレッド・ページは、新聞労働運動を皮切りに日本の労働運動に襲いかかった反動攻勢の総仕上げである。簡単に順を追っておこう。

46年の第2次読売争議と翌年の2・1スト中止に伴う毎日の新聞単一脱退の次は、48年の政令201号による官公労働者の争議権剥奪であった。これは官公労働者の権利制限を強める国家公務員法の改正を求めたマツカーサー書簡を受けて、社会党と連立中の芦田均民主党内閣が直ちに政令で実施し、後継の吉田茂自由党内閣の手で国家公務員法改正と公共企業体等労働関係法制定が行われて定着した。国労や全通の一部は職場離脱戦術で反対したが職場の大衆から遊離し、産別民同派や総同盟との対立が激化した。

これに次いでGHQは48年末にインフレ防止1ドル＝360円レートなどの経済9原則を発表、その具体化のためドッジ公使を任命、翌49年に「ドッジ旋風」とよばれる行政整理や企業整備で大量クビ切りを行おうとした。

49年7月に下山・三鷹・松川と、犯人不明の

怪事件が連続して発生、警察は共産党员や国労組合員を容疑者として逮捕した。そのため労働組合の行政整理・企業整備反対闘争が崩れたばかりでなく、この年1月の総選挙で共産党が4議席から35議席に急増した情勢は一変し、反共ムードが強まった。

そこでレッド・ページが行われた。ただし行政整理・企業整備によるクビ切りが3万人にのぼり、49年7月、GHQ情報教育局顧問イールズ博士が行った反共演説を機に進められた小・中・高校の教職員ページが約2000人と推定されるが、それらを除外して、ここではレッド・ページを狭義に解して朝鮮戦争開始後のマツカーサー書簡にもとづく共産党员とその同調者の職場追放をいう。それは新聞労働者から始まった。

#### 〈1950年7月28日〉

1950年7月28日、東京の毎日・朝日・読売・日経・東京の新聞社5社、共同・時事の通信2社、放送協会を合わせた8社で合計338人が解雇を申し渡された。これを皮切りに、マスコミ以外の各産業や政府機関のあらゆる職場に波及し、年末までにマスコミ関係の50社、704人を合めて民間24の産業部門で537社、1万972人、政府機関で1171人、合計1万2000人以上が職場を追われた。理由は、6月25日に始まった朝鮮戦争が自由世界と国際共産主義勢力との闘争であるとして日本共産党機関紙

「アカハタ」の停刊を命じたマツカーサー書簡の趣旨から、共産党员やシンパを追放すること、日本の報道機関や重要産業の責務である、というもの。

毎日では、東京と同時に大阪でも解雇が言い渡されたが、西部などではなかった。解雇された者は次の49人である。

―略―（本稿238頁に掲載）

レッド・ページの不当性に輪をかけたのは、経営者の「水増し解雇」である。当時は団体等規正令によって政党は構成員を届け出ることが義務づけられており、届が出された共産党员は公然と経営内で活動していた。たとえば、届けられた数は、毎日東京7人、朝日東京9人などだったが、解雇された数は毎日東京31人、朝日東京38人などだった。

この食い違いは何を意味するだろうか。仮に政党が構成員のすべてを登録しなかったとしても、隠された党员をすべて経営者が看破するのは不可能であろう。組合活動などで経営者にとって好ましくない従業員を「共産党またはその同調者」に仕立てて「水増し解雇」したことは間違いないところである。

また、マスコミ全従業員約4万人のうち700人の解雇は解雇率1・7%で、他の民間産業の平均解雇率0・38%と比較して著しく高率であることが指摘されているが、企業整備などをし

た企業もあるので、狭義のレッド・ページ数だけの比較はあまり意味がない。たとえば、毎日の従業員約6000人のうち49人の解雇は解雇率0・8%であり、他産業より高いが、マスコミ産業の解雇率の半分にすぎず、朝日の6000人中104人、読売の2000人中35人の解雇にくらべ相当低めである。だが、朝日は東京38人、大阪46人、西部12人、名古屋8人だったのに対し、毎日では東京31人、大阪18人、西部・中部ゼロと地域的な差がある。

また、朝日では当時の労働組合が全新聞を含めて3分裂していたし、読売では当時なお第2次争議で復帰した旧争議団員の存在が意識されていたが、毎日ではかつて局付だった人たちが民間放送への転出者を除いてほとんどページされたほか、マークされる特定グループがないので職場の「アカ狩り」がとくにひどく、発表後も「他社より少ないから第2次ページがある」といううわさが執拗に流された。要するに、権力者の思い通りにいつクビがとぶかわからないという恐怖が職場を支配した点では各企業とも共通していた。レッド・ページは労働組合運動にとどめを刺したかたちになった。

#### 〈労働組合の態度とその後〉

本部執行委員会は、8月22、23日の緊急中央委員会に次のような組合の態度を提案、満場一致で決定した。

—略（本稿88頁第一部「7・28の労働組合に掲載」）

#### 〈11年後の定期中央大会〉

レッド・ページについてとった毎日新聞労組の態度については、組織としての総括はなされていない。11年後の『われら』（1961年5月26日付）に、61年5月の第15回定期中央大会で、被解雇者代表2人が来賓としてあいさつし、被解雇者からのメッセージが紹介されたこと、近藤隆之輔副委員長が閉会あいさつでふれたことが記録されている。その全文を総括の一資料として記録しておくこととする。

「2人の旧友」は拍手で迎えられた。朝鮮動乱開始直後の1950年7月28日、占領軍総司令部の「示唆」によるいわゆるレッド・ページで毎日の職場を追われた被解雇者代表、教育タ イムスの田中正三さん（元大阪社会部）、日中友好協会の雨宮礼三さん（元同整理部）の2人が中央大会第1日の来賓あいさつに立った。

この時毎日新聞で解雇された49人は、われわれ組合員と同じ職場でともに働いていた仲間であり、組合活動に積極的に活躍された先輩でもある。だが当時の毎日新聞社労組はこの「組織」と思想に対する弾圧」を認め、同年8月の中央委員会で労組自ら49人の組合員資格喪失を決め、組合からも追放したのである。この出来事はまさに毎日労組史の最大の汚点であり、我々に

は占領下という当時の困難な情勢を考慮しても、深く反省しなければならない。

それから11年たった。被解雇者が組合を去るにあたって宣言した「毎日労組のみなさん、10年たったら私たちが必ずやみなさんと手を結ぶ時代がくるでしょう」という言葉どおり、大会演壇で両代表は榎垣常治・副委員長、加藤親至・書記長と堅い握手をかわした。

レッド・ページ問題はこれら49人だけの問題ではない。松葉会事件、嶋中事件にみられるように言論の自由が大きな危機にさらされている現在、そして職場に合理化のアラシが吹き荒れている現在「一人一人に切りはなされた労働者がいかに弱いものかを実感させられた」という大会に寄せられたこの犠牲者のメッセージをみんながかみしめて考えよう。

#### 【被解雇者メッセージ要旨】

1950年7月28日、労働運動史上の一大事件であったレッド・ページがおこなわれてから早や11年目を迎えようとしています。私たちはこの事実を一人でも多くの組合員諸君に知っていただきたい。そして今日の時点においてレッド・ページの意味するものを考え、労働運動の前進に役立たせることが大切ではないかと思えます。

第1点はこの事件によってアメリカ帝国主義

がその正体を明らかにしたということでありま  
す。当時、朝鮮侵略を開始したアメリカは、返す  
刃で日本の民主勢力に徹底的な弾圧を加え、そ  
の一環としてレッド・パージをおこなったわけ  
で民主主義の一カケラさえも見られませんでした。

第2点は日本の独占資本がアメリカ帝国主義  
と堅く結びつき、自らの繁栄のためには、労働者  
国民の利益をふみにじってはばからないことで  
あります。これは昨年の三井三池における指名  
解雇、新安保条約の締結にも歴然としておりま  
す。第2点は当時、日本の労働者階級はこの弾圧  
をはね返すには力が十分ではなかったというこ  
とです。

私たちがもつとも打撃を受けたのは、会社によ  
る解雇そのものよりも、組合による絶縁通告  
でありました。私たちの多くは戦後いち早く組  
合の結成に参加し、執行委員、中央委員あるいは  
活動家として組合運動にはだれよりも強い関心  
と深い愛着をもってきただけに、いかなる弾  
圧が加えられても組合とともにある限り、最後  
まで闘えると考えていたからです。当時におけ  
る組合の措置をかえりみると、それは毎日新  
聞労働組合史上の汚点であるとともに、組合の  
弱さを反映したものを見ることができません。

しかしあれから11年余、日本の労働運動は大  
きく前進しましたし、毎日労組もその団結を強

化し、今日まざまざと見るようにたくましく成  
長しました。今日、こうして大会に友人として招  
かれたことは私たちの確信と期待が全く正しか  
ったことを証明しており、心からの喜びにたえ  
ません。一人々々に切りはなされた労働者がい  
かに弱いものかを実感させられたときもありま  
した。また裁判では不本意ながら会社側と和解  
が成立したまま、現在に至っております。

しかし私たち被解雇者は今日といえどもレッ  
ド・パージを承認してはおりません。それを承認  
することは、弾圧に屈することであり、毎日新聞  
社における労働組合の将来にもおよぼす影響が  
大きいと考えます。私たちはどこまでも毎日新  
聞労働組合とともにありたいと念願しております。

1961年5月19日

毎日新聞社レッド・パージ被解雇者一同

【近藤隆之輔副委員長の開会あいさつ】

11年前、毎日労組はレッド・パージで解雇さ  
れた49名の仲間に絶縁状までつきつけた。しか  
し今日は絶縁状をたたきつけられた代表がみえ  
全員の拍手に迎えられるほどに成長した。エビ  
茶の組合旗も赤旗となった。これは六千組員  
の団結と統一のタマモノである。

※ この大会の前から委員長・浅海一男は病  
気療養のため、近藤副委員長が代行して  
いた。

## ⑪ 毎日の3世紀

【注】『「毎日」の三世紀』 毎日新聞社  
2002年2月刊。毎日新聞社史

### レッド・パージ、毎日49人解雇

朝鮮戦争ぼつ発から間もなくの1950（昭  
和25）年7月28日、毎日はじめ新聞通信放送の  
大手8社は、共産主義者とその同調者とみなさ  
れる社員に、一斉に解雇を通告した。「マッカー  
サー書簡にもとづいて」の処分だった。毎日では  
東京、大阪両本社で49人が解雇された。西部、  
中部本社には1人もいなかった。注いで8月1  
日、地方各新聞社でもレッド・パージが進められ  
た。8月末現在で50社700人（うち依願退12  
人）に達した（『日本新聞年鑑』1951年版）。

―以下略―（『毎日1000年史』からの引き  
写しで、新たな発掘も総括も全くない。小林登美  
枝については、別項の「女性記者、飛躍の時代」  
に記述があり、以下に収録する）

◇

小林登美枝は1916年生まれ、速記者とし  
て働いたあと結婚、40年に大阪時事新報社に入  
社した。当時、速記は、高収入な女性の職業だっ  
た。普通のOLが30〜40円のころ、小林の月給  
は75円だったという。42年、速記者として東京  
日日新聞に入社、1年後、希望が入れられて連絡  
部から社会部に移る。



小林は「自分は女なのだから、女性を取材しようと考え」て女子労働の現場を歩き続けた。その一つに、鉱山坑内労働の取材がある。福島県の常磐炭鉱にはよく行つて、男に交じって働いている女性を取材した。

「当時は自分の感じたことをストレートには書けませんでした。すべては戦争のための生産増強の時代でしたから」

しかし、その取材は女性記者の脳裏に強く刻まれた。

44年7月、東条内閣が総辞職、戦況は悪化する一方だった。空襲が激しくなり工場などで働く学徒や挺身隊などの若者が次々と命を落としていく。

全国を足で取材してきた小林の記事が、はなはしく社会面トップを飾ったのは44年10月8日だった。社会部員・鷺沼（小林の旧姓）登美枝記とあり「女子工員の力は伸ばされているか現場からの痛切な『声』を聴く」という450行を超える大作である。勤務体制、厚生施設、賃金など女子工員の労働実態を細かく具体的に報告した硬派のルポだ。

小林は軍需省の記者クラブに所属していたので、数字的な裏付けから厳しい戦況がよくわかった。45年にはいると物資の動きからみても戦争の継続が無理であることがはっきりしてくる。取材は厳しくなり、公表できる事実は限られて

いた。

小林は、婦人時局研究会に参加して婦人問題に取り組み、市川房枝氏の薫陶も得た。末端の女性労働者、市井の女たちの姿を取材し続けていた女性記者の目は、迫りくる敗戦を冷静に看破していた。8月15日、あの暑い夏の日小林の回想。

「戦争が終わったのは、ただもう、嬉しかった。（中略）天皇の録音盤の放送を聞きながら、その日の原稿を書くことが頭の半分にはあったけれど、それよりも、ああ嬉しい、という気持ちの方が強かったです。これからは女の時代が来るぞ、とはっきり思いました」（世界思想社刊『女性記者』より）

政治部記者となったのは46年6月、婦人参政権が認められた初の総選挙で39人の女性代議士が誕生した年である。当時の国会は女性記者の姿などほとんどなかったから、珍しいものでもみるような目付きで見られた。服装、結婚に関することでセクハラまがいの目に合ったり、まじめに取材に応じない男性議員に腹を立てたこともあった。

小林は戦後、組合活動に熱心にかかわり、46年10月の新聞・通信・放送のゼネストにも参加している。

45年9月、GHQは「言論及び新聞の自由に関する覚書」を発表、10カ条からなるプレスコ

ードによって、メディアへの検閲を始めた。民主化政策を進める一方で、言論規制は次第にあからさまになっていった。

言論機関の中の組合運動参加者は、チェックの対象になる。小林は他の7人とともに編集現場からはずされたが、東京都労働委員会へ提訴の末46年に勝訴、復帰して毎日グラフに所属する。50年6月に朝鮮戦争が起き、言論機関でのレッド・ページが始まる。この年の8月までに新聞・通信・放送、49社で解雇されたのは704人。小林は本社での解雇者49人の1人だった。

彼女の新聞記者生活はこうした無念な形で終わった。しかし、小林の新聞記者スピリットと女性ならではの視点、発想は、半世紀を経て女性記者たちの中に蘇っている。ちなみに退社後も彼女は女性解放運動にかかわり、女性史研究家、特に平塚らいてうの研究家として活躍している。

#### 【1950年毎日新聞経営幹部】

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 代表取締役・社長          | 本田 親男 |
| 代表取締役・専務（東京）      | 小林亀千代 |
| 代表取締役・専務（大阪）      | 平野 太郎 |
| 取締役・主筆            | 神田 五雄 |
| 取締役・編集主幹（大阪）      | 加茂 勝雄 |
| 取締役・印刷局長（東京）      | 安部 元喜 |
| 取締役・西部代表、編集主幹（西部） | 藤原 勘治 |

取締役・西部営業局長  
取締役・大阪営業局長  
取締役・東京営業局長  
監査役

中坪八重蔵  
鴨井 辰夫  
原 為雄

編集主幹（東京）  
編集総務（東京）  
編集総務（東京）

上田 常隆  
渡瀬 亮輔  
工藤信一良

編集総務（大阪）  
編集総務（大阪）  
編集総務（大阪）

三宅 俊夫  
浅井 良任  
高橋 信三

編集総務（中部）  
編集総務（中部）  
編集総務（中部）

高橋司三治  
坂田 勝郎  
山本 光春

出版局長（東京）  
森 正蔵  
田中 香苗

総合技術調査室長（東京）  
梅島 貞

中部支社長

#### 【同年毎日新聞社労働組合執行部】中執

委員長 磯江仁三郎（東京・編集）

副委員長 山崎 正英（大阪・編集）

副委員長 武藤 昇（西部・編集）

書記長 仁藤 正俊（東京・編集）

副書記長 高橋伊知郎（大阪・印刷）

副書記長 山本 正芳（西部・編集）

## ▽関連・当事者の記録△

### ① 新聞協会10年史

【注】『日本新聞協会十年史』 新聞協会  
1956年9月25日刊。第二編 連合軍  
占領下の日本新聞協会」の「第一章 占領  
下における日本新聞界」のうち「新聞界の  
赤色分子排除」(55頁)と、同「第二章 占  
領軍の新聞指導の成果」のうち「G項解除  
とレッド・ページ(91頁)の2カ所にレッ  
ド・ページの記述がある。

#### 〈新聞界の赤色分子排除〉

連合国総司令官マ元帥は25年6月6日付吉田  
首相あて書簡で『アカハタ』編集責任者17名の  
追放を指令した。つづいて同26日(朝鮮動乱突  
発の翌日)付で同紙の30日間発行停止を指令、  
翌7月18日付書簡で同紙ならびに後継紙、関係  
紙の発行を無期限停刊の措置をとるよう指令し  
たのであるが、その書簡に

「かかる状態の下では、日本にあつて少数  
の者が公共報道の機関を自由かつ無制限に使用  
することは言論の自由という考えに反するこ  
ものである。彼らに言論の自由を許可するこ  
とは、公共責任に忠実な自由な日本新聞界の  
大部分のものを危険に陥れ、一般国民の福祉  
を危くするに過ぎない。(中略)

しかしながら今日までの諸事件は共產主義か  
ら公共の報道機関を利用して破壊的暴力的綱  
領を宣伝し、無責任、不法の少数分子を扇動し  
て法に背き秩序をみだし、公共の福祉を損わ  
しめる危険が明白なことを警告している。(後  
略)

と述べている。全国主要新聞・通信・放送各社は、  
同書簡の意義について関係筋から重大な示唆を  
受けたので、7月28日一せいに各社内の共產主  
義者およびシンパとみなされるものに對し解雇  
を申渡した。同日解雇通告を行ったのは「共同」  
「読売」「日経」「東京」「時事通信」「放送協会」  
「朝日」「毎日」の8社であるが(朝日は就業規  
則にもとづき通告、その後全国各地方紙も引きつ  
づき同様の措置に出て8月末日現在、49社、被  
解雇者総数700名(うち依願退社42名)に上  
った。

この事件は国会でも問題となり、社会党赤松、  
共産党梨木代議士などの質問に對し大橋法務総  
裁は、「新聞報道機関の共產主義者とその同調者  
解雇の処置は適切で正当の理由があるものと考え  
える。政府はこの処置に全幅的に賛意を表する  
と同時に極力これを支援する」旨言明し、また総  
司令部CIEのニューエージェント中佐も8月3日  
声明を発表してこれを指示した。

赤色分子追放はその後各方面に波及し、官庁  
公務員、教育界、国鉄、私鉄などの民間産業界な

どでも相ついで行われた。11月5日現在民間産業界で9600余名におよぶ解雇者を出すという大がかりなものとなった。労働省の発表によれば、25年11月5日までの新聞・通信・放送関係の解雇は47社、694名であつて、新聞労務者総数3万に対する解雇率は2・3%に当り、18産業部門の平均解雇率0・38%に比して最高率を示した。

この解雇に対して被解雇者側では、直ちに解雇を承認して退社したもの、不当解雇として地裁に身分保障の仮処分を申請したもの、本訴を起したものの、不当労働行為として労働委員会に提訴したもの、労委への提訴と併行して地裁に仮処分申請などさまざまであつたが、裁判所関係では仮処分申請は全部却下となり、労委関係は提訴件数19件、申立人総数183名を数えたが、棄却、却下、和解、救済などの処理によつて26年8月頃までにくく一部少数のものを除いて解決した。

### 〈G項解雇とレッド・ページ〉

占領下の新聞政策の一つとしては、新聞人の追放による間接の新聞統制があげられるが、1950年6月朝鮮動乱が起ると、反共政策はますます強くなり、新聞界の左派の追放政策を打ち出してきた。マ元帥はすでに朝鮮動乱直前の6月6日、日本共産党中央委員全員の追放を指

令していたが、北鮮軍の進入開始の翌日(6月26日)吉田首相あての書簡の形式で、共産党機関紙『アカハタ』の停刊を指令した。さらに司令部は7月全国の新聞通信社にレッド・ページ(赤色分子追放)の指令を出した。これは民政局(GS)の公職審査課の所管になっていたが、課長のネピア少佐(Jack Napier)は、7月22日まず大橋法務総裁に通報した上、7月24日東京8社と地方社を代表する新聞協会の代表者を個別的に招いて、口頭でつぎのような趣旨を伝えた。

「マ元帥が『アカハタ』に関し3度にわたつて出した指令にもとづいて、社内の明白な黨員およびシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい。しかし司令部は背後から支援するし、また国警や労働委員会などにも、それぞれ指示してあるから安心して施行せよ。」

これは命令ではないと言っているが、命令以上のものであつた。追放者の氏名発表の日取りまで指定してあるので、各社は2、3日中に大急ぎで人選をして、東京各社は7月28日、地方各社は8月1日に一斉に赤色追放者の氏名を発表、これによる退職者は700名以上に上つた。占領当初の昭和21年1月4日の追放令は、戦時中の新聞指導層であつた編集局次長以上のもの351名を追放し、その影響力を完全に排除した

わけだが、赤色追放はこれに倍する大規模なものとなつた。その後数カ月にはわたつて、これをめぐる紛争が続いていたが、漸次解決し編集内容にも次第に影響が現われてきた。

他方昭和25年10月から、26年8月にかけては、追放令G項による追放者は全員解除になり、続々各社幹部に復帰し「社内民主化」で口火を切つた新聞政策は、ここで全くその方向を逆転したわけである。

ここに触れておきたいのは、占領当初からもつともやかましくふりかざされたプレス・コードは実際には案外に発動されず、わずかに昭和23年の「日刊スポーツ」、昭和24年の「連合通信」「大阪民報」の3紙が軍事裁判にひつかかつて、有罪の宣告を受けたぐらいのものであつた。\*協会代表がGHQに出向いたのは25日。

## ② 新聞労連10年史

【注】『新聞労働者のあゆみ―新聞労連結成10周年を記念して』(1960年刊)の中の「レッド・ページ」(42頁)、及び長与道夫の寄稿「レッド・ページと新聞労連」を収録。

### レッド・ページ

新聞労連結成大会の5日前、1950年6月25日に朝鮮戦争が起り、日本の政治・経済情勢

もこれに即応させられた。こういう事情のなかで7月28日、朝日、毎日、読売、日経、東京、共同、時通、放送協会の8社で一方的に共産党員およびその同調者と称するものに対し解雇を通告旬日を出すに全国の地方紙にも波及した。いわゆる「レッド・ページ」である。49社701人及び、新聞労働者3万に対する解雇率は2・3%、18産業部門の平均解雇率0・38%に比較するまでもなく、新聞・通信・放送のレッド・ページは最高率を示した。

この反対闘争はこのほかあつけない形で終るが、この解雇で退社するもの、不当解雇として裁判所や労働委員会に提訴するものなどいろいろ。裁判所は仮処分申請をおおむね却下した。しかしこれらの解雇者は57年（昭和32年）ころから新聞関係ページ解除全国連絡会をもち、新聞労連とも協議して新たに復権・復職闘争を進めており、一部では新条件で「和解」した例もある。レッド・ページについてはいまま憲法論議を含めて裁判所でも闘われている。

さてレッド・ページはマッカーサー書簡の示唆によるものだが、直接の下手人は各社の代表者である。例えば読売の場合、次のような「社長布告」がそれである。

社長布告「連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥の昭和25年6月6日、6月7日、6月26日、7月18日の指令ならびに書簡は日本の

安全に対する公然たる破壊者である共産主義者を言論機関から排除することが自由にして民主主義的な新聞の義務であることを布告したものである。このたび関係筋の重なる示唆もあつたので、我社もまたこの際、共産主義者ならびにこれに同調した分子を解雇することに方針を決め、本日左の諸君に退社を命じた。今回の措置は一切の国内法規、あるいは労働協約等に優先するものであることを社員諸君はよく諒承の上、平静に社務に精励されんことを望むものであります。なおこれと同じ措置が同じ日、同じ時刻に、全国の主要な新聞通信放送会社で一齐に行われていることを申しそえておきます。昭和25年7月28日」

新聞労連は7月29日から3日間の拡大中執で討議した結果、次のような労連の結論を出した。①今回の措置は共産党が従来民主主義の原則に抗してとりきつた行動ならびに現在朝鮮において起っている事態に関し取りつつある態度に対する処置であつて、民主主義の根本原則ならびに新聞言論の全般的方向、労働運動などへの規制としてとられたものでないと認定する。②しかしながら新聞労連としては、経営者側がかくの如き措置を組合運動の抑圧、あるいは経営上の理由による人員整理等に援用、悪用することは嚴重に監視し断固反対する。③共産主義支持者として認定する基準については、これを

立証すべき確実なる証拠、本人の具体的な行動を基礎とすることを要求し、観念的な思想方向に対する一方的判定等によつて処分が行われることに断固反対する。―以上の諸点を考慮に入れて各単位組合の態度を慎重に決定されるよう要望する」

こういうわけで、レッド・ページは比較的簡単に結末をみた。外部から一般組合員への働きかけもあつたが、ほとんど問題にされなかった。したがつて8月3日にはGHQの民間情報教育局長ニュージエント中佐が次のように「おほめの声明」を出した。「最近日本の各新聞発行者および放送協会経営者とその内部機構を再検討した結果、顕在的および潜在的な破壊の分子を解雇した措置は単に時宜を得た英断であつたのみならず、昭和25年7月18日マッカーサー元帥が吉田首相に送つた書簡の内容、すなわち共産主義者がその破壊的暴力的教義の宣伝に公の報道機関を使用することは明らかに危険であるとの趣旨に合致するものである。

**全新聞の態度** レッド・ページで最も打撃を受けたのは全新聞だった。全新聞は解雇問題について「この措置は憲法、労働法等に違反する不当首切りである」として闘争宣言を発した。ところが各支部ではかえつて中央指導部の態度に批判を加え、ページから一カ月ぐらいのうちに西日本、中部日本、北海道新聞、山陽、河北、中国な

ど20の支部が脱退、さらに日経、時通、共同では支部員の大多数が脱退、全新聞は55支部、6000人の組織になってしまう。

すでに述べてきたように、レッド・ページは必ずしも突然起こったものではなかった。総司令部の共産党に対する政策は49年からかなり強化され同年4月には団体等規制令が公布され、9月には在日朝鮮人連盟が解散させられていたが、50年1月の共産党のコミンフォルム批判受入れでいっそう弾圧が強化される。6月には総司令部が共産党の全中央委員追放を政府に指令、朝鮮戦争発生の翌日6月26日には「アカハタ」停刊を指令した。これらの一環としてレッド・ページが行われたわけだが、最高率のマスコミ関係（745人）のほかページされたものは電気産業の2、137人、石炭鉱行1、020人、化学工業1、346人、金属製造業1、048人をはじめ合計10、869人になった。そのうち8月30日には全労連（全国労働組合連絡協議会）が共産主義的団体との理由で解放させられ、総司令部と吉田内閣によって日本労働運動の活動家ならびに運動は大きく抑圧された。

### レッド・ページと新聞労連（長与道夫）

昭和25年6月、全新聞は名古屋で中央委員会を開いた。ぼくはこの中央委を最後に任期半ばで副委員長を辞めることになった。中日の松谷

氏が委員長、書記長は道新の工務出身の滝原君だった。委員会が終わって街へ出ると、中日の社旗をたてたサイドカー号外をただでまき散らしながら飛ばしていた。朝日、毎日の名古屋進出数カ月後で中日の反撃氣勢はすこかった。号外は「朝鮮動乱」を知らせたものだった。外電は北朝鮮軍の不法侵入を伝えていたが、これはオカシイということがすぐぼくたちの話になった。南朝鮮の挑発的な動きはだいぶ前から歴然としていた。

これからわずか1カ月であのレッド・ページの嵐が吹きまくるとは、あのころは予想もしなかった。ぼくが毎日全新聞の本部で顔を合わせていた連中は根こそぎやられた。ぼくが副委員長をつづけていたらどうなったかは、これはぼく自身にもわからない（全新聞支部の役員というだけで首を切られた無茶な例はいくつもあった）。だが後になって「あの男は目先がきいていた。あのとき辞めなかったら、きつとレッド・ページだったに違いない」などのコトバがぼくの耳に入ってきたりして、おどろいたり不快になったりしたもののだが、長い間いっしょに仕事をしてきた執行部の仲間が、ことごとくページになったことはなんとしてもすまない気持だった。共同支部もレッド・ページで33名の犠牲者を出した。ぼくが本部からもどったとき始っていた6月補給金の闘争は、7月には実力行使にと

なり、それがもとで組合にヒビが入り、第二組合ができ混乱をつづけていた最中の出来事だった。ぼくたち全新聞に残った組合員のページ反対闘争も内と外の連繋が次第にうまくゆかなくなり、第三組合の機運も動いて共同内部の動揺は翌年まで続いた。

× × ×

全新聞の本部が築地の魚市場に近い手狭な事務所から、昭和通りに近いともかく一戸建ちの借事務所に移ったのは、24年の秋だったように記憶する。あの年の7月25日には三鷹事件が発生、読売の写真が大問題をまき起こした。全新聞が名を連ねた機関紙編集会議で読売の写真はデッチあげだと叩いた号外が読売支部を刺激、9月4日読売は全新聞を脱退、まとまったばかりの新聞労働戦線（毎日）は全新聞に参加しなかったが、1年半足らずでまた分裂の危機をはらみ出したところである。誕生間もない全新聞関東地協は青木君、恩田君などの働き手を読売脱退でいっぺんに失う結果となった。関東地協の集りにちよいちよい顔を出していた程度のぼくなどが、勢いあつとを引継いで活動しなければならぬ羽目になった。

全新聞の第3期執行部が松谷委員長のもとにできて、新しい本部書記局で活動をはじめ出したころ、毎日を中心に脱退した読売と朝日の一部が加わって、新たな新聞労働協議会の結成運

動がはじめられていた。新聞労働運動史年表にもある通りいまの新聞労連の母体である。副委員長になって数カ月、正直にいつてぼくの仕事はこの新組織の成立にブレーキをかけ、いかに御用組合的な色彩が強いかを新聞労働者に知らせることに集中した。規約草案、綱領などを検討しては批判した。だがいま思えば、やり方は余りにもアラ探しに過ぎていたようだった。

ぼくはいま新聞労連の一組合員（執筆時、現在は非組合員）でもあるのだが、当時を思い起すと労連の誕生にはもちろん必然性もあったが、ムリもあったとの印象を消すことが出来ない。副委員長を辞めた直後、労連の発足大会を傍聴して、数日前の全新聞中央委のさかんな議論にくらべて発言の少ないのにおどろき、こんな「異議なし大会」では労連も伸びまいとたかをくくったことを思い出す。

× × ×

あれから6年、ぼくの予測は見事はずれて労連はグングン成長した。成長させないではおかしい日本の政治、新聞界の情勢であつたともいえる。出発点がどうであれ総評がいまでは闘いうる唯一の全国組織であるのと同様、労連が闘いうる実力を備えてきたことは経営者の労連をみている眼で明かであろう。

ぼく自身についていえば、共同の統一達成後初の委員長になって、もっとも力を入れたこと

の一つが新聞労連加入であつたことは、奇妙な回り合わせであつた。

### ③ 新聞労連史

【注】『新聞労働運動の歴史』 新聞労連 1996年8月30日刊『労連10年史』を下敷に客観視の視座から一連の経過を記録している。初期労連が権力に加担する結果をもたらしした経緯についての総括はない。数字等精査を必要とする記述もあるが、原文のまま収録する。

#### レッド・ページの風

G H Q による日本の労働戦線の右翼的再編統一に強力なテコとなつたのがレッド・ページである。すでに前年から産別会議と全労連は、組織が激減していたが、上部団体の全労連の解散とともに、この職場からの戦闘的労働者のページは、戦闘的労働組合運動にトドメを刺すものであつた。

#### ＜最初のページ、新聞・放送＞

50年7月28日、東京の各新聞、通信社と放送協会はいっせいにレッド・ページの申し渡しを行った。マッカーサーの吉田首相あて7月18日付書簡（1カ月間発行停止中の『アカハタ』およびその後継紙を無期限に停止すべき指令）を一般の新聞に援用して、G H Q 公職審査課長のネ

ピア少佐が7月22日に大橋法務総裁に通報したあと、24日に在京8社と新聞協会の代表に勧告したうえで強制的なページであった。

彼は「マ元帥が『アカハタ』に関して3度にわたって出した指令にもとづいて、社内の明白な党員およびシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい。しかし、司令部は背後から支援するし、また国警や労働委員会などにも、それぞれ指示してあるから安心して施行せよ」（江尻進、「日本新聞協会報」52年6月4月号）と述べていた。

7月28日午後3時を期して「朝日」「毎日」「読売」「日経」「東京」「共同」「時通」および「放送協会」の8社で338人が突然解雇を言い渡された。当該者が語った朝日新聞東京本社状況はこうであつた。

——略——（本稿「朝日新聞の場合」と重複）

共同通信の被通告者は、28日に支部書記局に籠城したが、あくる日は武装警官隊がきて実力で退去させられた。

また、NHKでは「2分間で私物をまとめて出てゆけ」と、MPに銃を突きつけられ、ほうり出された。

\* ——略——（小椋広勝の談（本稿54ページに掲載）新聞協会がG H Q 出向いたのは25日。）

### 〈経営者も自負の回顧〉

新聞通信放送関係のページは、7月28日を皮切りに8月2日、5日と波状的につづき、やがて政府機関、民間産業のあらゆる職場へ波及していった。新聞通信放送各社のページは、新聞協会の8月末日現在の調査では49社700人であるが（別表Ⅱ略）、最終的といえる労働省調査（12月10日現在）では50社704人にのぼった。従業員総数4万余に対するこの解雇率1・7%は、他産業（18産業部門の平均解雇率0・38%）にくらべて著しく高く、全産業中の最高を示した。

\* 新聞労働者数は新聞協会調査（50年7月1目現在）によると、日刊新聞発行社91社で3万3642人。それに共同、時事の両通信社と日本放送協会の労働者を加えると、当時の新聞通信放送関係労働者の数はおよそ4万3000人である。

レッド・ページにあたってGHQは命令しただけでなく、ページすべき氏名をも示唆した。例えば共同通信ではGHQから63人の名簿が渡されたが、戦時中のモスクワ支局長の名前まで入っているというずさんなものであった。当時は、団体等規正令（49年4月）によって、政党はもとより各種社会団体も構成員を届出ることが義務づけられており、その届出で登録されている共産党員が経営内で公然と活動していた。その

数は、例えば「朝日」東京で9人、「毎日」東京7人、「共同通信」23人、「日経」2人などだった。しかし、実際には「朝日」東京38人、「毎日」東京31人、「共同」24人、「日経」20人がページされたように、組合活動家など企業側にとつて不都合な社員を「共産党員またはその同調者」に仕立てて、「水増し解雇」する例も一部でみられた。他方、未登録の共産党員をかばって、GHQのページ強制をまぬがれる社や、GHQと交渉して対象人員を減らすことに成功した社もあったという。

このページがいかに不当なものであったかは、のちに当時の朝日新聞社長・長谷部忠が、「私としては、何とかして、この理不尽な弾圧に抵抗しなかったが、社のおかれた立場上、ついにそれはできなかった。だから、私はその対象となった人たちには、今でも心から相済まぬと思っている」（「占領下の新聞」——『週刊朝日奉仕版』58年5月14日）と語っているとおりであった。

### 新聞通信放送関係のレッド・ページ者数

（1950年8月31日現在、新聞協会調べ）  
—略—（本稿10ページの第一部 発端の【注】に掲載）

〈対照的だった新聞労連と全新聞〉  
このレッド・ページに対して、全新聞は29日、

次のとおり声明した。

—略—（本稿59ページに掲載）

しかし、全新聞の組織動揺は抑えようもなく、脱退する支部が続出した。各社内には、占領下で米軍の命令にはどうすることもできないというあきらめの気分があつたし、全新聞にとどまっているということだけで「同調者」として首切りの対象にされかねない危険性ははらんでいた。止むなく全新聞を脱退したのも少なくなかった。このページから1カ月くらいの間に、西日本、中部日本、北海道、山陽、河北、中国などの支部が全新聞を脱退し、さらに残留支部でも日経、共同、時通では多数の支部員が支部から脱退し、全新聞は55支部、約6000人の組織になつていった。

\* —略—（長与道夫の寄稿Ⅱ本稿265ページに掲載）

一方、新聞労連は8月1日に拡大中執を開いて次のとおり正式態度を表明し、これを加盟各組合にも伝えて自主的に態度を決定するよう要請した。

一、今回の措置は共産党が従来民主主義の原則に抗してとり来った行動並びに現在朝鮮においておこっている事態に関しとりつつある態度に対する処置であつて、民主主義の根本原則並びに新聞言論の全般的方向、労働運動等への規制としてとられたものではないと認定する。

二、しかしながら新聞労連としては、経営者側がかくの如き措置を組合活動の抑圧あるいは経営上の理由による人員整理等に援用、悪用することは嚴重監視し断固反対する。

三、共産党支持者と認定する基準については、これを立証すべき確実なる証拠、本人の具体的な行動を基準とすることを要求し、観念的な思想方向に対する一方的判定等によって処分の行われることには断固反対する。

以上の諸点を考慮に入れて各単位組合の態度を慎重に決定されるように要望する。

その間、毎日、朝日、読売はじめ新聞労連加盟各組合執行部はそれぞれ機関に諮って自主的に対策を立てたが、議論はいずれも労連中執委に似た態度に帰着したので、新聞労連は9月1日の中執委で次の方針を決めた。

①便乗解雇または誤認による解雇であることを具体的に立証できる者が、共産主義者およびその同調者と別個に救済手続きをとる場合には積極的に支援する。②労連本部は新聞協会に対し解雇者の認定基準の説明を求め、便乗または誤認による解雇の撤回を各経営者に促すよう申入れる、など。

#### 〈苦難のなかのページ反対闘争〉

レッド・ページの前後として、49年から教員の追放(約1700人)が行われ、また行政整理や企業整備の中で共産党員やその支持者に対す

る事実上のねらい打ち解雇が実施されていたが、新聞通信放送のページを皮切りに全産業で軒なみに公然とレッド・ページがアメリカ占領軍の指導下に強行された。労働省調査によると、この時のページは、民間産業の24業種、537社、1万972人、また、政府機関では1196人に及んだ。

これに対し、総評は「民主主義の社会秩序を打ちたてようとする日本では、暴力による破壊行動およびこれを準備する行動は許されない。したがって、これらに該当するものはだれであるを問わず、ある処分の対象とすることは止むをえない」という、基本的支持の態度を九月に決定した。

新聞労連や総評の態度から、レッド・ページ反対闘争は最初から困難だった。それでも、全新聞共同支部のわずかになった組合員は「不当解雇反対、暗黒の職場を打ち破り、自由を取り戻そう」というビラや声明を出した。また道新支部は全新聞を脱退したが、解雇を不当とする者のために団体交渉や法廷闘争を行った。朝日では中労委で救済命令の出た小原・梶谷の法廷闘争をつづけた。

さらに、新聞通信放送の被解雇者は、8月9日「言論弾圧反対同盟」(言反同盟)後に全産業的な職首反対同盟に発展的改組)を結成し、弾圧の真相を宣伝し、反対に立ち上がるよう訴えた。

一方、解雇を「不当労働行為」として中労委に提訴し、法廷闘争をつづけた。レッド・ページ関係の不当労働行為の提訴はすべて中労委に移された。中労委で扱われた新聞報道関係は19件、約180名であったが、14名に対して救済命令を出しており、却下になったのは80余名、残りの80余名はなんらかの形で一応和解が成立した。この和解の場合、大部分は退職金の増額を行ったものの、レッド・ページという解雇形式を取りつたもの、単なる解雇または依願退社という形式をとっている。また、夕刊フクニチのように32名の解雇者を発表したか、これを撤回したところもあり、同様に読売2名、時事通信1名も会社が解雇を取り消した。

また地裁に対しては、はじめに「身分保障や社屋内の立ち入り」の仮処分を、つぎには「解雇無効・復職を求める」本訴訟を出してたたかった。

地裁の却下理由は、マッカーサー書簡が日本の憲法に優先する占領軍による支配の下では国内法は無視される、という考え方によるものであり、レッド・ページの被解雇者が法の救済を求める道は事実上閉ざされた。しかも、労働者を守るべき労働組合は弱体化または右傾化して、大衆は立ち上がれず、結局、新聞も他の産業も、ページに対する有効な反撃は起こらないままに終わった。



#### ④ 続・新聞労連史

【注】『続・新聞労働運動史 21世紀への新たな挑戦』 新聞労連2000年7月1日刊。「新聞労連の歩み」の冒頭、「新聞労連の誕生と『経済成長期』の運動」の項の最初の記述を収録。

#### 朝鮮戦争とレッド・ページの嵐の中で

20世紀最後の年、21世紀を半年後に控えた2000年6月30日に新聞労連（日本新聞労働組合連合）は50周年を迎えた。新聞労働者の唯一の産別全国組織として新聞労連は激動の半世紀を生き抜いてきたのである。

—略—（本稿184頁「第三部第四点連帯」に掲載）

新聞労連（1950年6月30日結成）は、朝鮮戦争の勃発（同年6月25日）と「レッド・ページ」の嵐の中で産声を挙げた。朝鮮戦争の需要による好況に続いて、1950年代半ばから日本経済は大きく成長、新聞産業も増産体制をとり、企業間競争を強めていった。朝刊と夕刊のセット発行を機に増ページが競われるようになった。多くの職場で全新聞支部、独立組合、新聞労連単組が分立して労働者の力が分散させられ、活動が制約された中で職場では残業が強いられ、労働時間の延長（7時間から8時間制へ）や賃金制度の改悪（年齢・勤続・能力に基づく「電産型賃

金」から職務ごとの評定昇給制による「職務給」や「定昇制度」へ）を許していった。

#### ⑤ 長谷部手記

【注】解雇通告時の朝日新聞社長・長谷部忠の手記。『梶谷編刊』掲載から収録。原典は月刊『文藝春秋』臨時増刊32巻16号に寄稿した「占領下の朝日新聞」。

#### レッド・ページの命令

次に、新聞のレッド・ページのことを少し書こう。朝鮮戦争が起きてからちょうど1ヵ月後の、昭和25年7月24日、たしか午後1時頃だったと思うが、法務府特審局長の吉河光貞氏が、突然、社に訪ねて来た。何か不愉快な問題にはちがいないと覚悟した。吉河局長は、早速だがと、「時局がこうなったから、新聞社内における共産党フлакを処置したいというので、いろいろやっているが、それには手続きの問題もある。ついてはG・S（GHQ政治局）のネビヤ少佐が、御都合ついたら懇談したいと申しているから、会ってやってもえまいか、会って下さるならば、急のことで恐縮だが、今日の午後2時半にお願いしたい」と、鄭重に切り出した。懇談のない方ではあるが、本当は決して懇談でない、重大な申入れを受けたわけである。

そこで、私は、「憲法や法律では認められてい

ることを、われわれの責任で処置をつけるということであれば、少なくとも朝日新聞のとうて来た建前には反する。これは、頗る重大な問題である。しかし、ネビヤ少佐が何というか、会って見よう。2時半には先約があるから3時ということにしよう」と答えた。午後3時に、私は第一相互ビル6階のG・Sに、例によって、鈴木君と一緒に、ネビヤ少佐を訪問した。

ネビヤ「吉河特審局長から話を聴いてくれたか」

長谷部「聴いた」

ネビヤ「朝日新聞の中にも共産党のフラク活動のあることを認めるか」

長谷部「調査してたしかめたわけではないが、かつては機関紙のようなものも出ていたようだから、存在することは間違いないと思う」

ネビヤ「届出もあることだから、それは間違いない。そのことについてだが、共産分子を追放するには、マックアーサー元帥の書簡によって差支えない」

こういう会話からはじめられた。この「マ元帥の書簡によつて差支えない」という、表現の仕方が実に微妙であつて、その真意を捕捉しかねた。だいたいの想像はついたが、明確にするため反問しようとすると、先方の通訳が、次のように説明を追加した。

「マックアーサー書簡の解釈によつて、その

精神に基いて処置をおとりなさい。その責任はスキヤップ（引用者注。最高司令官）が引受ける。たとえば、このために労働問題などは起らないということですよ」と。そういう意味なら、そうハッキリいえばよさそうなものだが、それを、そういわないところに、周劉な配慮がうかがわれた。

「お前の自由意思で共産分子を追放するつもりがあるなら、その根拠にマ書簡を利用しても差支えない」というのが、その建前だと解された。長谷部「マ書簡といってもいろいろあつてハッキリしないから、どの書簡の、どの部分か、明白に示されたい」

すると、ネビヤ少佐は、『アカハタ』の無期限停刊を指令した、7月18日附、マ元帥の吉田首相あての書簡写しを持って来させ、その第2節を読み上げて、そのところを指で示した。そこには、こういう趣旨のことが書かれてあつた。共産主義が報道機関を利用して、宣伝や煽動を事とする限り、言論の自由の名を借り、彼等が公共報道の自由を濫用することを、これ以上許しておくわけには行かないこと。これは、『アカハタ』発行停止の理由として述べられたものであつた。したがつて、一般新聞から共産分子を追放するよりどころを、これだけの言葉に求めるというのは、どう考えても無理だと思つた。そこで私は

「実は、この点は非常に重大な問題である。そ

こで敢ていうのだが、私のいう意味を誤解しないように聴いてもらいたい。自分は、民主政治においては手続の問題が一番大事なことだと思つている。……共産党といえども合法政党である。その党员となることも、各人の自由のはずである。したがつて、共産党の党员であるというだけの理由で、これに對し処置をとることは、無理だと思ふ。単に党员だというだけでなく、何か仕事の邪魔をするとか、その他害悪を与えるようなことがあれば処分すべきが当然だが、そうでない限りは、その存在は好ましくはないが放つておく外仕方がない。しかるに、今の話では、党员であるというだけでいけないことになる。この場合、そうすることが是非必要ならば、新たにマ元帥がデレクチヴを出し、日本政府がそれに基いて、報道機関に関する限り、共産主義者は排除すべしという法令制定の手続をとるべきだと考えるがどうか」

ネビヤ「よくわかる。その点も、実は考えて考えずみの上で、デレクチヴを出さずにやろうということになったのだ。なぜ、デレクチヴを出さないかという点、マ元帥は、日本の問題は日本人の責任と判断でやらせたいとの一般方針をとっているからである」

一応筋は通つているように聞えるかも知れないが、然らば日本人たる私がその責任と判断によつて、共産分子の追放はやるべきでないとい

突つばねたらどうということになるか。その点をよつぽど突つてみたかったが、そこまでは敢ていわなかつた。いわなかつたというより、いへなかつた。その結果、どうということになるか、先方の返事も大体わかつていたし、また次に打つて来るであろう手のうちもおおよそ読めたからである。

それから具体的な話にはいつた。それによると、正式の届出をしている党员だけでなく、同調者も含むし、それが工場で働く職工であらうと、原稿運びの少年であらうと、いやしくも、共産分子は新聞の組織内にあることを許さぬという趣旨だとわかつた。その日は、月曜日だったが、この追放処置を水曜日に各新聞社、通信社、放送局一斉にやれという。まつたく無茶な話で、仮りにやらねばならぬとしても、そんな簡単に出来るものではない。それに、こちらは、まだ、やるのもやらぬともいつていない。そこで、それは無理だと、事情を説明すると、すでに水曜日にやることを承知したところが3社もあるから、朝日も先ず東京だけでも水曜日にやれという。余程急いでいたに相違ない。

最後に金曜日に延ばすことに折れた。しかし、私はまだ根本の問題について、イエスとも、ノーともいつていなかった。

私の頭の中では、右するか左するか、はげしい葛藤が続けられていた。そのとき、ネビヤ少佐

が、あらたまつた態度で、念を押すように、いった。「マ元帥に報告しなければならぬが、貴下は賛成されたと報告してよろしいか」。私は、「あなたのいわれた趣旨に異存はない。しかし、そのやり方その他については、さらに考慮させてもらいたい」と答えた。

「賛成を保留する」といえば、私の気持ちにピツタリするが、そう答えては、この場合まずいと考えた。なぜならば、先程もいったように、朝鮮動乱以来、社の論調について厳しい追究を受け、それが社内にも果食う共産分子の作用によるかの如く邪推され、その陳弁にこれ努めていたときだったからである。ただ、「しかし」以下に含みを持たせて、動きのとれるように留保の気持ちを示しておいたつもりである。私は打ちひしがれた、重い心をいだいて社に帰った。

#### 〈責任と苦惱〉

私は何故に、レッド・ページをそれほど躊躇したか。各新聞社、通信社とも共産分子の問題については、一様に頭を痛めていた。朝日新聞とて、その例外ではなかった。したがって、この「至上命令」を、願つてもなき好機だと、むしろ喜んだものもあつたかも知れない。しかし、私はネビヤ少佐にもいったように、それには、あくまで合法的な手続が必要だと考えた。共産分子が社からいなくなれば、社にとっては大助かりだし、われわれ自身も、そのための苦勞がなくなるわけだ

が、その追放を、占領軍の単なる口頭の示唆によつて行うわけには行かない、それでは筋が通らない、というのが私の一貫した考えだった。

かつて聴濤克巳君の問題についてもGHQはもちろん、社の内外から、なぜ早く首にしないかとやかましくいわれたが、彼が有名な共産党員であるというだけの理由で処置するわけには行かないとの立場を堅持した。もちろん、わるいことをすれば、共産分子であろうが、反共分子であろうが、社の規律にしたがつて処分するが、何もしないのに処置するわけには行かない。この方針でこれまで終始した。

いま内々の申入れだけで、レッド・ページをやるにすれば、この方針は破れてしまう。私の信条を支えて来た支柱は外されてしまう。それでは、今後、私は到底社を指導して行くことは出来ない。そこに私のもっとも大きな悩みがあつた。現実の問題としては、ページされるものは、職を失い、本人はもとよりその家族も直ぐに食うに困まるであろう。そのことも、人情としてまことに気の毒であつた。しかし、ページの対象になるほどのものなら、万一に処する覚悟はどうの音に出来ていようから、その点はやむを得ないとして、ただ、何としても同情に値することは、これまで、朝日新聞に関する限り、われわれの方針に反することをしなければ大文夫だと思ひこんで来たものが、これという不都合も働かないのに、

突如追放されるということだった。

私は、三つのうち一つしか道はないと考えた。第一は占領軍の方で、チレクチヴを出すなり、何なり、相当の手続を踏んで来ない限り、応ずるわけには行かないと、申入れを拒否するか、第二は、私が朝日新聞の責任者として、従来の方針に対する責任をとつて辞任し、後継者の手によつて処置するか、第三は、私の責任で私の手によつて処置をし、然る後に私が辞めるか、この三つのうち、第一案は社にとつても非常な冒険であり、殊に四囲の情勢極めて微妙で、むづかしい立場にあるとき、到底とり得べき道ではなかった。第二案は、結局、私が自分一人を潔くして、後に残るものに重荷を負わせることで、これまた、責任者としてとれる道ではなかった。

そこで、よくも、わるくも、道はただ一つ、第三の道しかなかった。筋は通らないが、自分で力をつけて、その後で辞めるということ。私は、この道を選ぶことに決心した。

こう書きながら、先般の指揮権発動に、犬養法相のとつた態度を、ふと連想して苦笑した。

さて、いよいよレッド・ページをやるとして、どういう建前でやるかということが、私にとつては、可成り重要なことだった。占領軍の命令によつてやるということにすれば、一番やりやすいし、気持ちも楽だった。しかし、私は、その安易な行き方を避けたいと思った。私は、これまで

政府などのやり方を見て、命令でもないものを命令のように装って責任を免がれる態度を苦々しく思っていた。そこで自分は、そんな卑怯な真似はしたくないと考えた。外の社でどうしたかは知らぬが、私は、あくまで、占領軍の示唆を受けて処理すべきかどうかを私が判断し、その結果私の責任において処置をするという建前をとった。どっちにしても実質的には大した変りはないであろうが、せめてもの筋を通したい気持ちだった。

私は、このレッド・ページによって、朝日新聞をやめさせられた人たちとその家族から恨まれもしたのであろうし、また、いろいろといやな思いもさせられた。しかし、どんな不愉快な目にあっても、それを憎む気持ちにはなれず、心の中ではいつも頭を下げてあやまっていた。

レッド・ページの問題は、これで済んだわけではなかった。これに関連して、ある深刻な要求が提起され、それを処理するために、私の責任は追加され、新たな苦悩を積み重ねならなかった。そのこともあって、私はついに今度も辞める機会を失し、その後一年以上もその職にとどまった。翌年の11月、いよいよ社を退くというときに、同僚の一人が、しんみりと、「あのとき、君を辞めさせておけばよかった」といった言葉を今も思い出す。

この思い出の断片を、これで終わろうと思うが、

いたずらに自己を語るに過ぎて、省みて、まことに漸愧に堪えない。ことに「私」という主語が多過ぎるために、6年間の朝日新聞を一人で切りまわしていたかの印象を与えはしないかということも、もつとも恐れる。

事實はまったくその反対である。どんな細かいことでも全役員の討議にかけられ、その納得と合意の上ですべてが行われた。したがって、われわれは、心からの信頼と協力につながれ、この信頼と協力は、最後まで続いた。私はそのことを、今も、同僚諸君に感謝している。

われわれ若い、不慣れなものが、あの困難な時代の大世帯を引受けて、何とか切り抜けることが出来たのも、一にこの信頼と協力のおかげだったと今でも思っている。その意味で、「私」と書いたところを、「われわれ」と置きかえて読んでいただいた方が適当なところも多いであろう。\*政治局とあるのは民政局。

#### ⑥ 津田行脚メモ

【注】日本新聞協会の事務局長・津田正夫がGHQの指令を伝えるため全国行脚（西日本）した日程と高知新聞ほかに実質指令した記録（高知新聞50年史）。

——略——（いずれも本稿26ページの第一部「新聞協会が下請け行脚」に掲載）

#### ⑦ 解雇通知

【注】朝日新聞・畑中政春宛。  
——略——（本稿12ページの第一部「発端」に掲載）

#### ⑧ 解雇布告・告示

【注】読売新聞社長・馬場恒吾名の社内揭示布告及び共同通信社専務理事・松方三郎名の社内告示。  
——略——（いずれも本稿12ページの第一部「発端」に掲載）

#### ⑨ 闘争声明

【注】全新聞が解雇通告の翌日に発表した声明。  
——略——（本稿59ページの第二部第二章の「全新聞が闘争声明」に掲載）

#### ⑩ 知識人の会声明

【注】「知識人の会」幹事会声明「思想と言論の自由に関して」。幹事46人中26人が署名。月刊『世界』（岩波書店）1951年1月号に掲載されている。旧字体は現字体に改めた。

#### 思想と言論の自由に関して

##### ——「知識人の会」幹事会声明

人類の幸福の少なくとも半分までは、思想、信

条、表現の自由を認めるか否かにかかっている。独断が世界を支配し、偏見が世にみちていた時代には、これを争う唯一の方法は、腕力もしくは暴力による格闘しか存在しなかった。多くの人はそのような格闘のうちに倒れ、しかも暴力を呼び出した暴力そのものも、しばしば暴力によって打ち倒された。思想に対する迫害は、現に権力を有するものが、自己の正しさなり強さなりを信ずる場合でも、自己の不正を知り、自己の弱さを意識する場合でも、同様にある時期においては不可避的現象だったのである。しかしそれにもかかわらず、人類の理性は権力による思想の迫害が単に腕力による反抗を生みだすだけでなく、正しい思想のためのこの上なく不利益な評価を作る理由になることを知るにいたった。

#### —略—

われわれの国家の歴史において、思想、信条およびその当然の結果としての言論の自由に対する考え方は、いうまでもなくがい間著しく制限的であった。旧憲法は法律の範囲内における言論・著作・刊行・集会および結社の自由を許容したといふものの、法律は思想の一般的自由を主張することそのことにすら、しばしば禁止的な態度を示した。

思想的自由に対するこのような迫害もしくは偏見の保存は、遂に、日本の社会において、思想・

信条による個人的憎悪、追隨者以外のものに対する敵意を促進し、本来は相互に助力し啓発しあわねばならない人々をも、しばしば敵対的關係に追いやった。

日本人の経験した不幸の一半は、まさにこの理由によるものである。だがわれわれがもしこの態度を更にもち続けるならば、われわれはもつと大きな不幸にあい、困苦を通してようやくに残り得た生命を、一層の悲惨にさらすことがないと保障する道は存在していない。

現行憲法第14条、第19条、第21条その他によつて、われわれが自ら同意した思想、学問、表現の自由とともに、人種、信条、門地等による政治的、経済的、社会的差別待遇の廃止は、われわれ自らの手によつて打ち樹てた成果であるだけでなく、あらゆる非自治国、被占領地域にも適用される国連世界人権宣言第18条、第19条によつて支持されている原則である。

われわれはこれらの原則に反し、人類のなしたけた歴史的成果に背くことによつて、再び多くのの人々から敵意と輕侮の対象となることを欲しない。だがわれわれはそれよりもなお強く、自ら反省し自ら到達した成果をすてて、自己の主張が正しいか誤っているかを検証する機会を失うことを欲しない。われわれは現行憲法第14条が行為の故でなく信条の故に、ある人々を偏重もしくは憎悪する日本的な派閥、党与の意識

に対し、断乎たる挑戦を意味するものと解釈するとともに、全力を挙げてこの解釈を支持するものである。

然るにわれわれにとつて痛嘆に耐えない一つの現象は、最近にいたつて再び信条による差別待遇が復活しつつあるかの如く見えることである。われわれは今新聞通信その他の報道機関において行われたと称される若干の人々の解雇その他の現象を、必ずしも当然に憲法14条違反行為と断定しようとするものではない。

しかしそれにもかかわらず、現在ある特定の信条を直接もしくは内実的な理由として。それに便乗する差別待遇までが行われているのではないかという、ある種の疑いをもっている。

このような差別待遇が若し復活する場合には、再び旧日本的な派閥構成の再現とともに、有力な派閥に取り入ろうとするへつらい、中傷、卑下を生み、われわれはまた再び数年前の暗黒の時代に生きなければならぬことを心から恐れるものである。

われわれは過去において、しばしば自己を伴ふことによつて現実と妥協しようとした。だがそれによつて得たものは、結局自己破産にすぎなかった。しかもそのような経験を持ちながら、現在どこからともなく、「憲法の文字に拘泥するに及ばない」、「憲法は解釈によつて何ともなる」というような声を聞くことは、この上な

く恐怖の念をまき起こすものである。

—略—

日本国憲法に対する支持と忠誠、およびそれを通してのみ期待される日本の国際社会に対する復帰への、われわれの平凡にしてさやかな要望についてすら、多くの抵抗があることは、われわれ自身既にも早経験しているところである。だがそれにもかかわらず、人権の擁護なく、わけでも思想、信条の自由が保障されないとともに、全知識人の生活は存在しない。

われわれはこの意味において全国の知識人に訴える。貴下がもし若干の悪罵なり迫害なりを受けるにしても、貴下の精神と身体の生存を憲法の保障の下におくことを切望しておられるかぎり、世界人権宣言によつて裏づけられた憲法上の自由に対し、あくまでも忠実であらうとするこの声明に支持と援助をおくられることを。

われわれはまたわけても全国の裁判官諸氏に期待する。現在発生し、将来ますます発生するであろう事件に対し、貴下の与えられる判断が、憲法の文字とそれを生み出すために闘った人類の多年にわたる自由獲得の努力に対し、忠実であり、公正であり、かつ人をして法に対する信頼の念を一層高めさせるものであることを。

われわれは若干の無責任な見解を流布する人と異なつて、全裁判の公正に信頼を捧げたい。しかしそれとともに、裁判にしてもしも時流に動

かされたのではないかという疑いのもたれたとき、一方においては暴政が、他方においては無秩序が、公然として登場することを恐れるものである。

人権の擁護とそれを通して平和を擁護する最後の人々は、裁判官であらねばならない。われわれはこの意味において裁判官諸氏の公正に信頼と最後の期待をかけているものである。

署名者（\*印は部分的には修正意見あるも趣旨において賛同された人）

青木滋、青野季吉、荒正人、\*鵜飼信成、大森直道、\*戒能道孝、\*木下順二、御所平之助、清水幾太郎、\*新村猛、杉捷夫、\*鈴木安蔵、千田是也、\*柘植秀臣、鶴見和子、中島健蔵、中野好夫、中村光夫、\*中村正幸、野間宏、平野義太郎、\*松本正雄、\*三雲祥之助、山内俊雄、吉井忠、吉野源三郎（五十音順）

#### ⑪ 9・4朝日社説

【注】朝日新聞1950年9月4日付朝刊に掲載。見出しは「同調者」の限界

#### 「同調者」の限界

すでに新聞通信放送事業、電気産業で実施され、近く公務員にも及ぼされようとしている共産党員及びその明白な同調者の排除は、日本が

民主主義の体制を保つていくためにやむを得ない措置であった。共産党の本質およびそれが朝鮮事件の突発以来とりつつある行動は、はつきりそれを語っている。

「人民民主主義」とか「集中的民主主義」とか、その他どのような言葉を用いようとも、共産党の目標とする政治体制が一堂独裁であり、言論思想の極端な統制を伴うものであることは明らかである。彼らは、議会主義や民主主義を尊重することを、無條件に約束したこともいまだかつてなかった。それどころか、目的のためには議会主義も民主主義も踏みにじつてはばからない事例を、余りにも多く見せつけている。この傾向は最近特に著しく、十分な準備のもとに口火を切った北朝鮮の侵略行動を解放軍として支持する反面、国連軍の行動を侵略として非難し、国内では「平和運動」の名の下に産業の破壊や社会の混乱を企図するものとしか思えない行動をとつて来た。民主主義や思想の自由を、革命運動の手段としか考えない共産党員が、いま民主主義の名の下に自己の行動の自由や地位の保全を求めているのは、大きな矛盾といわざるを得ない。

したがって「赤」の追放は、明白な共産党員に関する限り、当然の措置といわざるを得ないのであるが、それがいわゆる同調者に適用される場合になると、色々な問題が起こってくる。それは同調者ということ自体が本来、具体的

には簡単に立証しにくいことであり、しかもその判断が実際には経営者に一任されているからである。これまで整理を行った事業の場合を見ても、各経営者が「共産党員およびその同調者」の判定について最大限の良心を傾けたと思われるにもかかわらず、誤認あるいは便乗の疑いありとして、被整理者との間に係争事件になるうとしていた事例がないではない。

ことに電産の場合のように、整理の基準が「事業の公共性に自覚を欠く者、常に扇動的言動をなし他の従業員悪影響を及ぼす者など円滑な業務の運営に支障を及ぼし、またはこれに協力しない」という点におかれることになると、一步を誤れば、共産党員やその同調者でなくとも、組合活動などで経営者の苦手とする従業員などにまで、経営者の都合や心証からこの措置が適用される恐れがないとはいえない。

経営者側がこのような誤りや誘惑に陥ることになると、本来は是認さるべき今回の措置も、政治権力を背景にした便乗行為として極左分子に攻撃の好材料を提供することになるであろう。現在までのところ、今度の追放措置は、若干の例外を別にすれば、大体に良心的に行われたといえる。しかし今後続いて行われる公務員その他の場合においても、被整理者に判定には最大限の良心的な態度をもって臨み、特にいわゆる同調者の判定は、単なる聞込みや観念的な思想傾

向の推定だけに頼ることなく、明確な事実をつかんで行われることを望みたい。

同調者の判定の基盤が明かでなく、経営者によつては、これを一つの威圧の手段として使っている例もないではなく、それが現在組合運動に対する重圧としていた場合もあるようである。しかし今回の措置は正常な組合運動に対する圧迫ではないのであるから、明かに同調者でない者のために、組合が合法的に争うとは許さるべきであろう。故意または誤認によつて処分された者の訴えが起された場合には、労働委員会や裁判所も進んでそれを取り上げ、事案を明かにすることを望みたい。

もちろんこれには忘れてはならない一つの條件がある。それは明白な共産党員およびその同調者と、誤認された同調者とを混同しないことである。しかし同調者でないことを立証しようとする被整理者が、事実上共産党員と同調して行動を共にしているのはそれ自体一つの矛盾であるし、結果的に見てもこれらの人々は、いたずらに共産党の法廷闘争の道具に利用されるだけで、自己の救済を求める上に大きな障害を招くことになるからである。あえて一考を求めている。

## 12 言反同の反論

【注】言反同・朝日班の機関紙『國民と共に』No.16に載った9・4朝日社説への反論。

### 社説『同調者の限界』について

一、こんどの赤色追放に便乗して民主主義者や進歩的な自由主義者をカク首したり、組合活動を圧迫したりしてはならないとの論調が、次第に商業新聞にも現れ出して来た。また政府当局も公務員の赤を追放措置にかんして行きすぎないよう苦慮しているといわれる。9月2日に出るはずの政府声明も未だに出ていない。こうした一般情勢におされて朝日新聞も9月4日付社説でこの問題を取りあげた。社説と社の方針とは「言行一致」といわれ、密接不離の關係にある点からみて、この社説のもつ意義は重要といえよう。

一、「共産党員およびその明白な同調者の排除は、日本が民主主義体制を保つて行くためにはやむを得ない措置であった」と冒頭にのべている。

これがボツダム宣言、日本国憲法、労働諸法規の違反として裁判所に提訴され係争中であるとき、この社説は「やむを得ない措置」と断定した、つまり紙面を借りて会社の立場を合理化しようとの意図が露骨にあらわれている。

一、とくに「朝鮮事件の突発以来とりつつある行

動はかかる措置を正当化する」ように強弁しているが、しからば設問したい。はたして朝鮮事件以前も以後もわれわれが敵首に属するような暴力や破壊行為をしたかどうか。単にその思想や信条が会社側の意に副わないとの理由で、まじめに勤務している労働者の首を切ることこそ、暴力と破壊であり、ファシズムと戦争につながる行為ではないか。

朝鮮戦争を奇貨として法規をふみにじり、人道を無視した会社側の態度こそ断乎として糾明さるべきであって、あたかも共産党が産業の破壊や社会の混乱を企図しているかの如き幻想をふりまく狡猾さは、鼓をならして●むべきである。

一、「したがって赤の追放は明白な共産黨員に関する限り、当然の措置と言わざるをえない」とくり返し言い切っている。憲法で信条の自由を保障し、共産党を合法政党とみとめながら、だまし討ち的にわれわれの首を切ったことがいかに不当であるかは今さらくり返さないが、ここに示された態度は、共産黨員なら首にされようが、街頭にほうり出されようが当り前だという冷酷きわまるもので、そこには人道の片鱗さえもみられないのである。

一、だがこうした強弁を行っている一方、この社説は会社側のぐらついて来た立場を如実にみせている。今度の場合は「日本の裁判所に裁判権な

し」というのが、東京の被敵首者38名の提訴に對して会社弁護人が出した答弁書の言い分である。だが本社説では、

「故意または誤認によつて処分された者の訴えが起された場合には、労働委員会や裁判所も進んでそれを取り上げ、事実を明らかにすることを望みたい」といつている。「これは一切の国内法規に超越する」として、黨員も同調者も一挙に葬り去ろうとした会社の方針は一般の世論に押されて完全にくつがえつたのだ。

一、さらに同調者であるとの立証は「具体的には簡単に立証しにくいことであり、しかもその判断が実際には経営者に一任されている」とのべているが、これも会社側答弁書では、被敵首者に挙証責任があるとしてゐる。

その同調者の判定は、

「単なる聞込みや観念的な思想傾向の推定だけに頼ることなく、明確な事実をつかんで行われることを望みたい」といつている。その言やよし、だが会社の判定が「聞込みと推定」以外に出ないことは、西部の同調者に対する例証にあまにも歴然と現れていることを遺憾とするものである。

一、最後に、しかも最も重要なことは、この社説が共産黨員と同調者を区別し、行動を別にせよと「一考を求めている」ことだ。これは同調者だけ別に法廷闘争をやれば勝つ公算大であるとの

親心と解したのであるが、この勧告に従えばわれわれの闘争が分裂と弱体化のほかなきことはあまりにも明かである。

言論弾圧反対と不当首切り反対の闘いは単に共産黨員だけではなく、同盟員だけでもなく、自由と平和と——社会的正義と愛する良識ある全日本人の闘いである。個人の利害によつて左右されるような微々たる闘争ではない。

なお同調者と黨員との混同を懸念する向に對しては、同盟の会議と細胞の会議とが、全く別個の場所、別個の時間にもたれていることを一つの例として付言しておく。

### ⑬ 仮処分申請書

【注】全新聞朝日支部が東京地裁に申立てた仮処分命令申請書の写し。

——略——（本稿62ページの第二章「裁判所へ、仮処分申請」に掲載）

### ⑭ 福岡地裁小倉支部決定

【注】朝日新聞西部本社12人が申立てた仮処分命令申請に対する棄却決定。

——略——（本稿66ページの第二章「裁判所へ、仮処分申請」に掲載）

### ⑮ 東京地裁判決

【注】朝日新聞小原正雄と梶谷善久が東京地裁に申立てた雇傭関係確認に對する



勝訴の判決。1952年12月22日付。

略—(本稿110ページの第二部第四章「一步、そして一步」に掲載)

## ⑩ 最高裁決定

【注】全新聞共同支部が最高裁に特別抗告した仮処分申請に対する棄却決定(大法廷)。1952年4月2日付。

略—(本稿100ページの第二部第三章「共同通信の場合」の【注】に掲載)

## ⑪ 中労委命令

【注】朝日新聞の小原正雄ら12人による解雇無効を求める訴え等に対する命令。10人に対しては棄却。小原、梶谷善久に対しては解雇無効を認め原職復帰を命令。1951年7月4日付。

略—(本稿103ページの第二部第四章「一步、そして一步」に掲載)

## ▽占領軍・GHQ文書△

### ① ポツダム宣言

【注】1945年7月26日、ドイツ東部のポツダムで署名。

一【戦争終結の機会】吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及グレート・ブリテン国総理大臣は、吾等の数億の国民を代表し協議の上、日本国に対し今次の戦争を終結するの機会を与うることに意見一致せり。

二【戦争遂行の決意】合衆国、英帝国および中華民國の巨大なる陸、海、空軍は西方より自国の陸軍及空軍による数倍の増強を受け、日本国に対し最後の打撃を加うるの態勢を整えたり。右軍事力は日本国が抵抗を終止するに至る迄、同国に対し戦争を遂行するの一切の聯合國の決意に依り支持せられ且鼓舞せられ居るものなり。

三【戦争継続の結果に対する警告】驟起せる世界の自由なる人民の力に対するドイツ国の無益且無意義なる抵抗の結果は、日本国国民に対する先例を極めて明白に示すものなり。現在日本国に対し集結しつつある力は、抵抗するナチスに対し適用せられたる場合において全ドイツ国民の土地、産業及生活様式を必然的に荒廃に帰せしめたる力と比し測り知れざる程更に強大なるものなり。

吾等の決意に支持せらるる吾等の軍事力の最高度の使用は日本国軍隊の不可避免かつ完全なる壊滅を意味すべく、又同様必然的に日本国本土の完全なる破壊を意味すべし。

四【日本国の選択肢】無分別なる打算に依り日本帝国を滅亡の淵に陥れたる我儘なる軍国主義的助言者に依り日本国が引続き統御せらるべきか又は理性の経路を日本国が履むべきかを日本国が決定すべき時期は到来せり。

五【戦争終結の条件】吾等の条件は、左の如し。吾等は、右条件より離脱することなかるべし。右に代る条件存在せず。吾等は、遅延を認むるを得ず。

六【軍国主義勢力の除去】吾等は、無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至る迄は、平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国国民を欺瞞し之をして世界征服の拳に出ずるの過誤を犯さしめたる者の権力および勢力は、永久に除去せられざるべからず。

七【占領の目的】右のごとき新秩序が建設せられ且日本国の戦争遂行能力が破砕せられたることの確証あるに至る迄は、連合国の指定すべき日本国領域内の諸地点は、吾等の茲に指示する基

本的目的の達成を確保する為占領せらるべし。

八【領土の局限】カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州

及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。

九【軍隊の解体】日本国軍隊は、完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し、平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし。

十【戦争犯罪人の処罰・民主主義傾向の強化】吾等は、日本人を民族として奴隷化せんとし又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも、吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加へらるべし。日本国政府は、日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし。

十一【賠償及び産業の制限】日本国は、その経済を支持し、且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し、日本国をして戦争の爲再軍備を爲すことを得しむるがごとき産業は、この限に在らず。右目的の爲、原料の入手（其の支配とは之を區別す）を許さるべし。日本国は、将来世界貿易関係への参加を許さるべし。

十二【占領軍撤収の条件】前記諸目的が達成せられ且日本国国民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるにおいては、連合国の占領軍は、直に日本国より撤収せらるべし。

十三【日本国政府への要求】吾等は、日本国政府が直ちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、且右行動における同政府の誠意に付適当且充分なる保障を提供せんことを同政府に対し要求す。右以外の日本国の選択は、迅速且完全なる壊滅あるのみとす。

## ② 初期対日方針

【注】「降伏後に於ける米国の初期対日方針」 1945年9月6日、米国大統領が承認し連合国最高司令官に送付された。旧字体は現字体に改めた。

### 降伏後ニ於ケル米ノ初期ノ対日方針

以下ハ降伏後ノ日本ニ対スル初期ノ全般的政策ニ関シ國務省、陸軍省及海軍省ニ依リ共同ニ作成セラレ九月六日大統領ノ承認ヲ得タル声明ナリ、本文書ノ概要ハ八月二十九日「マクアーサー」元帥ニ対シ書信ヲ以テ通達セラレ九月六日大統領ノ承認ヲ経タル後伝書使ニ依リ同元帥ニ送付セラレタリ

#### ――略――

#### 第一部 究極ノ目的

日本ニ関スル米國ノ究極ノ目的ニシテ当初ノ時期ニ於ケル政策力遂フヘキモノ左ノ如シ

A 日本力再ヒ米國ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和ト安全ノ脅威トナルコトナキ様保証スルコト

ト

B 他国家ノ權利ヲ尊重シ連合國憲章ノ理想ト原則ニ示サレタル米國ノ目的ヲ支持スヘキ平和的且責任アル政府ヲ追テ樹立スルコト、米國ハ斯ル政府力出来得ル限り民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表示セラレタル國民ノ意思ニ支持セラレサルカ如キ政体ヲ日本ニ強要スルコトハ連合國ノ責任ニアラス

此等ノ目的ハ左ノ如キ主要手段ニ依リ達成セラルヘシ

A 日本ノ主權ハ本州、北海道、九州、四国並ニ「カイロ」宣言及米國力既ニ参加シ又ハ将来参加スルコトアルヘキ他ノ協定ニ依リ決定セラルヘキ重要ナラサル附近島嶼ニ限ラルヘシ

B 日本ハ完全ニ武装解除セラレ且非軍國主義化セラルヘシ、軍國主義者ノ權力ト軍國主義ノ影響力ハ日本ノ政治、經濟及社会生活ヨリ一掃セラルヘシ、軍國主義及侵略ノ精神ヲ表示スル制度ハ強力ニ抑圧セラルヘシ

C 日本国民ハ個人ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重特ニ信教集會言論出版ノ自由ニ対スル欲求ヲ増大スル様奨励セラルヘク且民主主義的及代議的組織ノ形成ヲ奨励セラルヘシ

D 日本国民ハ平時ノ要求ヲ充シ得ルカ如キ經濟ヲ自力ニ依リ發達セシムヘキ機會ヲ与ヘラルヘシ

## 第二部 連合国の権力

### 1、軍事占領

降伏条項ヲ実施シ更ニ上述ノ究極目的達成ヲ促進スル為日本本土ハ軍事占領セラヘシ右占領ハ日本ト戦争状態ニ在ル連合各国ノ利益ノ為行動スル主要連合国ノ為ノ軍事行動タルノ性質ヲ有スヘシ右ノ理由ニ因リ対日戦争ニ於テ指導的役割ヲ演シタル他ノ諸国ノ軍隊ノ占領ヘノ参加歓迎セラレ且期待セラルモ占領軍ハ米國ノ指定スル最高司令官ノ指揮下ニアルモノトス

日本ノ占領及管理ノ施行ニ関シ充分協議ヲ行フト共ニ適當ナル諮問機関ヲ設ケテ主要連合諸國ヲ満足セシムベキ政策ヲ樹立スル様有ラユル努力ヲ尽スヘキモ万一主要連合諸國ノ意見ノ不一致ヲ生シタル場合ニ於テハ米國ノ政策ニ従フモノトス

### 2、日本政府トノ關係

天皇及日本政府ノ權力ハ降伏条項ヲ實施シ日本ノ占領及管理ノ施行ノ為樹立セラレタル政策ヲ実行スル為必要ナル一切ノ權力ヲ有スル最高司令官ニ隸屬スルモノトス  
日本社会ノ現在ノ性格並ニ最小ノ兵力及資材ニ依リ目的ヲ達成セントスル米國ノ希望ニ鑑ミ最高司令官ハ米國ノ目的達成ヲ満足ニ促進スル限リニ於テハ 天皇ヲ含ム日本政府機関及諸機關ヲ通シテ其權力ヲ行使スヘシ日本政

府ハ最高司令官ノ指示ノ下ニ國內行政事項ニ関シ通常ノ政治機能ヲ行使スルコトヲ許容セラルヘシ

#### —略—

尚右方針ハ最高司令官ヲシテ米國ノ目的達成ヲ目途スル前進的改革ヲ抑ヘテ天皇又ハ他ノ日本ノ政府機關ヲ支持セシムルモノニアラス即チ右方針ハ現在ノ日本統治形式ヲ利用セントスルモノニシテ之ヲ支持セントスルモノニアラス封建的又ハ權力主義的傾向ヲ修正セントスル統治形式ノ變更ハ日本政府ニ依ルト日本國民ニ依ルトヲ問ハス許容セラレ且支持セラルヘシ斯ル變更ノ實現ノ為日本國民又ハ日本政府力其ノ反对者抑圧ノ為強力ヲ行使スル場合ニ於テハ最高司令官ハ麾下ノ部隊ノ安全並ニ占領ノ目的達成ヲ保障スルニ必要ナル限度ニ於テ之ニ干渉スルモノトス

### 3、政策ノ弘布

日本國民及世界一般ハ占領ノ目的及政策並ニ其ノ達成上ノ進展ニ関シ詳細ナル情報ヲ与ヘラルヘシ

## 第三部 政治

### 一、武装解除及非軍国主義化

武装解除並ニ非軍国主義化ハ軍事占領ノ主要任務ニシテ即時且斷乎トシテ実行セラルヘシ、日本國民ニ對シテハ其ノ現在及将来ノ苦境招来ニ関シ陸海軍指導者及其ノ協力者力為シタ

ル役割ヲ徹底的ニ知ラシムル為一切ノ努力カ行ハルヘシ

日本ハ陸海空軍、秘密警察組織又ハ何等ノ民間航空ヲ保有スルコトナシ日本ノ地上、航空並ニ海軍兵力ハ武装ヲ解除セラレ且解体シ、日本大本營、參謀本部(軍令部)及凡テノ秘密警察組織ハ解消セシメラルヘシ、陸海軍資材、陸海軍艦船、陸海軍施設及陸海軍並民間航空機ハ引渡サレ且ツ最高司令官ノ要求スル所ニ從ヒ処分セラヘルシ

日本大本營及參謀本部(軍令部)ノ高級職員、日本政府ノ其他ノ陸海軍高級職員、其他ノ國家主義的並ニ軍國主義的組織ノ指導者其他ノ軍國主義並ニ侵略ノ重要ナル代表人物ハ拘禁セラレ、将来ノ処分ノ為留置セラルヘシ、軍國主義並ニ好戰的國家主義ノ積極的代表人物タリシ者ハ公共的職務並ニ公的又ハ重要ナル私的責任アル如何ナル地位ヨリモ排除セラルヘシ、極端ナル國家主義的又ハ軍國主義的ノ社会、政治職業並ニ商業上ノ団体及機關ハ解消セラルヘシ

理論上並ニ實踐上ノ軍國主義及極端ナル國家主義(軍事教訓ヲ含ム)ハ教育制度ヨリ除去セラルヘシ、嘗テ陸海軍ノ職業的將校並ニ下士官タリシ者其他軍國主義並ニ極端ナル國家主義ノ代表人物タリシ者ハ凡テ監督的及教育的地位ヨリ排除セラルヘシ

## 二、戦争犯罪人

最高司令官又ハ適當ナル連合機関ニヨリ戦争犯罪人トシテ告発セラレタル者（連合國俘虜又ハ其ノ國民ヲ虐待セル廉ニヨリ告発セラレタル者ヲ含ム）ハ逮捕セラレ裁判ニ付サレ有罪ノ判決アリタル時ハ処罰セラレヘシ、連合國中ノ他ノ國ヨリ其ノ國民ニ対スル犯罪ノ理由ニ要求セラレタル者ハ最高司令官ニヨリ裁判ノ為又ハ証人トシテ或ハ其他ノ理由ニ依リ必要トセラレサル限り当該國ニ引渡シ拘禁セラレヘシ

三、個人ノ自由及民主主義過程ヘノ翼求ノ奨励  
宗教的信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直ニ宣言セラレヘシ同時ニ日本人ニ対シ極端ナル国家主義的並ニ軍国主義的組織及運動ハ宗教ノ外被ノ陰ニ隠ルルヲ得サル旨明示セラレヘシ、日本國民ハ米國及其他ノ民主主義國家ノ歴史、制度、文化及成果ヲ知ル機会ヲ与ヘラレ且ツ其ノ事ヲ奨励セラレヘシ、占領軍人員ノ日本人トノ交渉ハ所要ノ限度ニ於テノミ占領政策並ニ占領目的ヲ促進スル為統制セラレヘシ  
集会及公開言論ノ權利ヲ保有スル民主的政党ハ奨励セラレヘシ但シ占領軍ノ安全ヲ保持スル必要ニ依リ制限セラレヘシ

人種、国籍、信教又ハ政治的見解ヲ理由ニ差別待遇ヲ規定スル法律、命令及規則ハ廃止セラレヘシ又本文書ニ述ヘラレタル諸目的並ニ諸

政策ト矛盾スルモノハ廃止、停止又ハ所要程度ニ修正セラレヘシ、此等諸法規ノ実施ヲ特ニ其ノ任務トスル諸機関ハ廃止又ハ適宜改組セラレヘシ、政治的理由ニヨリ日本当局ニヨリ不法ニ監禁セラレ居ル者ハ釈放セラレヘシ司法、法律及警察組織ハ第三部ノ一及二ニ於テ掲ケラレタル諸政策ニ適合セシムル為出來得ル限り速ニ改革セラルルヘク爾後個人ノ自由並ニ民権ヲ保護スル様進歩的ニ指導セラルヘシ  
— 以下略 —

## ③ プレスコード

【注】1945年9月19日「言論及び新聞の自由に関する覚書」を以て指令した報道規制。

第1条 新聞は嚴格に真実を報道してほしい。  
第2条 直接、間接を問わず公安を害する事項を掲載してはいけない。

第3条 連合国に対し虚偽または破壊的な批判をしてはいけない。

第4条 進駐の連合軍に対し破壊的な批判を加え、または不信怨恨を招くような事項を掲載してはいけない。

第5条 連合軍の動静は公表されたもの以外に記述若くは論議してはいけない。

第6条 記事は事実に即して書き、編集者の意

見を入れてはいけない。

第7条 如何なる企画であっても記事に着色してはいけない。

第8条 細かい点であっても過度に強調若くは伸張してはいけない。

第9条 如何なる記事でも細部の省略によりこれを歪曲してはいけない。

第10条 新聞編集に際して、如何なる企画にしるこれを実現または伸張する目的で不当に扱ってはいけない

## ④ マッカーサー声明・書簡

### a 共産党非合法化示唆声明

1950年5月3日発表

今日、ここにふたたび新日本誕生の記念日を迎えた。三年前のこの日、日本国民は、彼等に国家的災害をもたらした神話と伝説に根ざした伝統を強く振りすてこれに代る真理と現実に通ずる光明の道を選び、戦争の生んだ人的、物的破壊から立直るべく暗中模索の前進を開始したのである。

— 略 —

終戦直後憲法の保護の下に特定の政治的、経済的、社会的理論の推進に専念するため一政党として結成された日本共産党は当初は穩健に発足しそのために一部の人々の支持を獲得した。しかしかれらはその地歩を固めようとするに当

つてあらゆる共産主義運動のたどる道を進み政治社会活動において次第に激烈となり、やがて国民の反発をかい、その結果共産党は政治的には事実上勢力を失う状態に陥った。ことに最近では、その粉碎された残存分子は、この失敗から生じた窮状を打破しようとして合法の仮面をかなぐり捨て、それに代わって公然と国際的略奪勢力の手先となり外国の権力政策、帝国主義的目的および破壊的宣伝を遂行する役割を引受けたのである。

同党が以上のようなことをやっていることは、とりもなおさず同党が破壊しようしている国家および法律から同党がこれ以上の恩恵と保護をうける権利があるかどうかの問題を提起しさらに同党の活動を果してこれ以上憲法で認められた政治運動とみなすべきかどうかの疑問を生ぜしめる。もちろんこのような疑問は平和的で法律の守られている社会に存在している一切の反社会的勢力に与えられていると同じ考慮ならびに保護を考慮して冷静に、公正に、かつ感情にとらわれずに解決されなければならない。「あらかじめ戒むるは、あらかじめ備うるに等し」との格言はとくにこの場合適切である。

#### —略—

あらゆる自由な国民は社会の漸進的改善を合意的に主張する特権を与えられているが、共産主義はそうした目的を追及しているという浅薄

な見せかけをしているだけで本格的にはこれを全然問題にしていない。

その戦術は政治権力獲得に有利な地盤を築くための手段として社会人心の不安をひき起こすことだけに限られている。その圧力は決して国内やある地域内に局限されてはいない。それは共産党の政策、戦術が国際的規模において高度の中央集権支配、調整をうけているので世界の個々の自由な地域にその破壊的攻撃力を全面的に注ごうと思う場合、共産主義圏内の主要都市からこれを随意に行うことができるからだ。

共産党はこの調整された力を残忍卑劣に行使し近代文明を守る精神的要素をそのもつ弱点を手当たり次第に食い物とすることによって滅殺しようとする。

したがって現在日本が急速に解決をせまられている問題は全世界の他の諸国と同様、この反社会的勢力をどのような方法で国内的に処理し、個人の自由の合法的行使を阻害せずに国家の福祉を危うくするこうした自由の濫用を阻止するかにある。

#### —略—

私はこんご起る事件、この種の陰險な攻撃の破壊的潜在性にたいして公共の福祉を守りとおすために、日本において断固たる措置をとる必要を予測させるようなものであれば、日本国民は憲法の尊厳を失墜することなく良識と沈着と

正義とをもってこれに対処することをかたく信じて疑わない。

#### b 共産党中央委員追放書簡

1950年6月6日官報号外第58号掲載  
拝啓

占領軍においては、日本国民に対してポツダム宣言に基くこれらの義務の履行について助力することをもつてその根本的な目的の一としてきた次第であるが、これらの義務の最も重要なものとして、平和的な傾向をもち且つ責任のある政府の堅実な基盤となり得るような、平和と安全と正義の新秩序を日本に建設することが要求されている。

この目的のために、日本政府はポツダム宣言の中で「日本国民の間における民主主義的傾向の強化に対する一切の障害を除去」するように明確に指示されているのである。

右の要求は、極東委員会によって決定され、指令された連合国の政策の基本的な目的の一となつたのであるが、これを履行するために日本政府の機構が再編され、その法令や制度が非民主的な場合にはこれが改正され、また閥閥から見て、引続き勢力を持たせると民主主義的な発展を害する虞のある人物は、日本の公の職務から罷免され、排除されたのである。

占領のこの段階における指導原理は保護的な

ものであつて、懲罰的なものではなかつた。その目的及び効果は、日本を民主化するについての連合国の政策の意図するところが、反民主主義的分子の影響と圧力とによつて妨げられないように保障を設けることであつた。その適用範囲は、大体において、その地位や勢力からして、征服と搾取の冒險となつてあらわれた日本の全体主義的政策に対して責任のある人物を対象とするものであつた。

然るに最近に至つて新しい、そしてこれに劣らず有害な集団が日本の政界にあらわれたが、この集団は真理を歪曲し、大衆の暴力行為を煽動してこの平穩な国を無秩序と闘争の場所に変え、これをもつて代議民主主義の途上における日本の著しい進歩を阻止する手段としようとし、また日本国民の間に急速に成長しつつある民主主義的傾向を破壊しようとしてきた。

かれらは、同じ意図をもつて、法令に基く權威に反抗し、法令に基く手續を輕視し、そして虚偽で、煽動的な言説やその他の破壊的手段を用い、その結果として起る公衆の混乱を利用して、ついには暴力をもつて日本の立憲政治を転覆するのに都合のよい状態を作り出すような社会不安をひき起そうと企てている。

かれらの強圧的な方法は、過去における軍国主義的指導者が日本国民をあざむき過誤を犯させたところの方法と非常によく似ている。無法

状態をひき起させるこの煽動を抑制しないのでこのまゝ放置することは、現在ではまだ萌芽に過ぎないように思われるにしても、ついには連合国が従来發表して來た政策の目的と意図を直接に否定して、日本の民主主義的な諸制度を抹殺し、その政治的獨立の機会を失わせ、そして、日本民族を破滅させる危険を冒すことになるであらう。

従つて、私は日本政府に対して、日本共產党中央委員會の全員を構成する左記の者を公職から罷免し排除し、かれらをして1946年1月4日附の私の指令（スキヤピン548及び550）並びにこれを施行するための命令に基く禁止、制限並びに義務に服せしめるために必要な行政上の措置をとるように指令する。

袴田里見、長谷川浩、伊藤憲一、伊藤律、龜山幸三、神山茂夫、春日正一、春日庄次郎、紺野與次郎、岸本茂雄、藏原惟人、松本一三、松本三益、宮本顯治、野坂龍、野坂參三、佐藤佐藤次、志田重男、志賀義雄、白川晴一、高倉輝、竹中恒三郎、徳田球一、遠坂寛。

敬具

1950年6月6日

ダグラス・マッカーサー

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

○ 『アカハタ』編集幹部追放書簡

1950年6月7日官報号外第61号掲載

拝啓

日本における代議民主政治が、何事も十分に承知し、また公然と討議するという自由な雰囲気の中に發展する機会を持つようにするために、真に自由で責任のある新聞の發達を奨励し援助することが、占領軍の準則である連合国の諸政策のうちで最も根本的なものの一つであつた。

この趣旨の達成を促進するために、検閲は漸次廃止されついに2年前には最終的に停止され、ここに新聞は自己の責任において自由に記事を掲載し得ることとなり、ただ米國新聞編輯者協會の新聞綱領にならつた原則と倫理を定め、これに軍事上の安全のために必要な最少限度の制限を補足したところの新聞綱領に従うに過ぎないことになつた。

日本の新聞は全体として右の要請に対して見事な態度でこれに応じ、そして海外から日本に來訪する新聞人が非常に好意ある賞讃の言葉をもらす程の責任感をもつようになつて來た。ただ著しい例外は共產黨の機関紙赤旗である。この新聞は、相當の期間にわたつて、共產黨内部の最も過激な無法分子の代弁者の役割を引受けて來た。そしてこのような代弁者として、法令に基く權威に対する反抗を挑発し、經濟復興の進捗を破壊し、社会不安と大衆の暴力行為を引起そ

うと企てて、無責任な感情に訴える放縱で虚偽で煽動的で挑発的な言説をもつてその記事面や社会欄を冒瀆して来た。これらのこと一切に対しては、公安を確保するために即刻是正的措置をとることを必要とする。

このような是正的措置の一つの方法は、この新聞を停刊し、その宣伝能力及び暴力と革命との不断の煽動を永久に破壊することであろう。他の方法はこの新聞が掲載しようとする材料の一切に対する事前検閲を復活することであろう。

しかし、この二つの方法はいずれも日本における新聞の自由の発達の指針となつてきた広大な指導原理に反するものとして私にとつては好ましくないものであり、他の手段を試みて効果のなかつた場合にのみ実施すべきものである。

よつて私は、残された是正方法として、日本政府が、この新聞の内容に関する方針に対して責任を分担している左記の者を、1950年6月6日附の私の貴官宛書簡のうちに、さらに加えるために必要な行政上の措置をとるように指令する。

相川春喜、姉齒三郎、青山敏夫、川村辰男、聴涛克巳、宮本太郎、守屋典郎、西沢富夫、岡本正、坂野善郎、島田小市、吹田秀三、菅間正朔、高橋克之、武井武夫、竹本賢三、内野壯兒

敬具

1950年6月7日

ダグラス・マックアーサー

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

\*マッカーサーの表記は、マックアーサーとマツクアーサーの二通りが使われている。

#### d 『アカハタ』30日間停刊書簡

1950年6月26日官報号外第68号掲載

拝啓

6月7日附の貴官宛書簡で、私は、共産党機関紙アカハタの編輯方針に対し責任を分担すべき人物として右書簡に掲げた者を右書簡に示した理由に基き、1946年1月4日の私の指令及びこれを施行する諸指令の定める禁止、制限並びに義務に服せしめることを指令した。この措置をとるに当つて、私は、その結果として現われる新しい指導者によつて同紙が比較的穩健な方向に方針を改め、真実を尊重し、無法状態や暴力を煽動的にそそのかすことをさけるようになることを希望した。しかしその後今日までの同紙を検討すると、この希望は実現されなかつたことが分るのである。

さらに最近の同紙は、朝鮮の事態を論ずるに当つて真実を歪曲し、これによつて、同紙が日本の政党の合法的な機関紙ではなく、日本国民の間に、特に今回は日本にいる多数の朝鮮人の間に、人心を攪乱して公共の安寧と福祉とを侵害

することを目的とした、悪意のある、虚偽の煽動的な宣伝を広めるために用いられる国外の破壊勢力の道具であるという事実を証明している。この種の煽動的な行為は平和的で民主的な社会では黙認しておくわけにはいかないであろう。

よつて私は日本政府が、アカハタの発行を30日間停止させるために必要な措置をとることを指令する。その後において同紙が存続の権利をもつか、否かは、同紙が日本の自由な、責任のある新聞界において責任ある地位に達し得るか否かによるものである。

敬具

1950年6月26日

ダグラス・マックアーサー

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

#### e 『アカハタ』無期停刊書簡

1950年7月18日官報号外第90号掲載

拝啓

虚偽、煽動的、破壊的な共産主義者の宣伝の散布を阻止する目的をもつた私の6月26日付貴下宛書簡以来、日本共産党が公然と連携している国際勢力は民主主義社会における平和の維持と法の支配の尊厳に対して更に陰險な脅威を與えるに至り暴力によつて自由を抑圧する彼等の目的について至る所の自由な人民に対し警告を與えている。

かかる情勢下においては日本においてこれを

信奉する少数者がかかる目的のために宣伝を播布するため公的報道機関を自由且つ無制限に使用することは新聞の自由の概念の悪用であり、これを許すことは公的責任に忠実な自由な日本の報道機関の大部分のものを危険に陥れ、且つ一般国民の福祉を危くするものであることが明らかとなった。

現在自由な世界の諸力を結集しつつある偉大な闘いにおいては総ての分野のものはこれに伴う責任を分担し、且つ誠実に遂行しなければならぬ。かかる責任のうち、公的報道機関が担う責任程大きなものはない。何故なら、そこには真実を報道し、この真実に基いて事情に通じ、啓発された世論をつくりあげる全責任があるからである。歴史は自由な新聞がこの責任を遂行しなかった場合必ず自ら死滅を招いたことを記録している。

私は共産主義者の宣伝が自覚した日本国民大衆に與えるかもしれない破壊的影響については憂慮してはいない。蓋し日本国民大衆が正義と公正の目的に献身し、共産主義の偽善の仮面を見破る能力を有することを既に充分に立証して来ているからである。しかし乍ら現実の諸事件は共産主義が公共の報道機関を利用して破壊的暴力的綱領を宣伝し、無責任、不法の少数分子を煽動して法に背き秩序を乱し公共の福祉を損わしめる危険が明白なことを警告している。それ

故日本において共産主義が言論の自由を濫用して斯る無秩序への煽動を続ける限り、彼らに公的報道の自由を使用させることは公共の利益のため拒否されねばならない。

依つて私は日本政府に対し先の私の書簡の実施のために現在とられている措置を引き続き強力に実施し、日本国内において煽動的な共産主義者の宣伝の播布に当つて来たアカハタ及びその後継紙並びに同類紙の発行に対し課せられた停刊措置を無期限に継続することを指令する。

敬具

1950年7月18日

ググラス・マツクアーサー

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

## ⑤ GHQ反共計画

【注】「日本労働運動における反共計画」  
GHQ経済科学局労働課が立案（1950年6月29日）

### 経済科学局労働課

1950年6月29日

W・F・マーカー少将宛書

### 主題 日本労働運動における反共計画

1 本覚書は共産主義者が日本人労働者に与える影響力の弱化和排除に関する戦略および戦術を取り扱うものである。この計画の立案には、

日本政府職員、多数派を代表する反共的労組役員の協力を得て労働課があつた。計画の遂行は労働課員の監視のもとに日本人の手によつて行われる予定である。

2 主要な戦略的局面は次の通りである。

- a 共産主義者を確定し、摘発すること
- b 共産主義者の行動を規制すること
- c 重要な役職から共産主義者を追放すること

d 反共主義者への梃子入れ

e 労働教育プログラム

f 失業者間における共産主義者の影響を阻止する措置

g 政府労働機関または準政府機関に共産主義者を任命しないよう助言すること

労働組合についてこの戦略上最も重要なのはWFTU（世界労連）に加盟している全国労働組合連絡協議会（以下、全労連と略す）であり、完全に共産主義者が支配している。全労連にも加盟せず共産党にも支配されていない組合に共産主義に好意的な少数派が若干残存している。彼らは全労連から指令を受けている。ここに問題を解く鍵がある。

いまなお全労連には、24組合60万人足らずの組合員が所属している。この中に占める共産党員ないしそのシンパのパーセンテージは極めて低い。この数字は1949年6月の40組合（3



78万9434人）および1948年6月の64組合（560万16人）と比べてみれば著しい減少である。日本の現在の総組合員数は約625万人である。現在、全労連の組合員は、主として金属、自動車およびその関連産業、官公労、造船、金融、電気産業に集中している。

3 第二節にいう戦略を遂行するにあたっての戦術は以下の通りである。

a 共産主義者を確定し、摘発すること

- (1) 1950年3月に結成された日本労働組合総評議会準備会の組織化を助長すること。つまり、1950年7月11日に正式に結成させて、西欧諸国を代表する国際自由労連（ICFTU）に加盟させること。そして総評議会を約400万人の日本人組合員の代表とする。総評議会をICFTUの日本での腕となし、WFTUの日本での腕である全労連に真っ向から敵対させること。そして、各単産にどちらに加盟するのかを選択させる。それによってICFTUではなくWFTUを支持する組合指導者は共産主義的ないしそのシンパとみなす。この事実には組合員全員にも知らせる。

- (2) 共産主義的路線や手段、戦術に従っている組合員大衆に対し、誰が組合内の共産主義的指導者であり、何が共産主義的政

策であり活動であるかを認識ないし見分けることができるように不断の教育を実施すること。

b 共産主義者の活動の範囲を制限すること

- (1) 民主的に運営されている単位組合に責任をもち、単組によって構成される全国的産業別組合を結成すること、これによって組合員大衆が自分たちの選んだ代表によって構成される大会を通じてその全国組合の方針を決定すること。この方法は共産主義者が全国レベルと地方レベルで組合員を引き廻す機会を最小限にくいと定めることに役立つであろう。

- (2) 大会で決定された方針に違反する組合を直ちに除名すること。

(3) 現在の組合を再組織し、単位組合と全国組合の中間にある府県連や地区協議会などの余分な地域組織を廃止させること。

これらの余分な組織に注意を欠くことは、共産主義者がこのような複雑な組織構造や選挙手続に便乗して組合を引き廻したり、組合に浸透することを容易にするからである。

- (4) 労働組合法を改正して交渉単位を決定し、交渉代表者を選出する制度を導入する。この制度の導入によって、反共主義者が共産主義者を追い払い、多くの組合を支

配することができるであろう。また共産派が自分たちのセクト的組合をつくるために、分裂を計るのを防止することができよう。

- (5) 労働組合法に規定してある専従組合役員に対する使用者の賃金支払禁止条項を厳格に実施させること。多くの共産主義的組合役員がいまなお使用者から財政的援助を受けているからである。

- (6) ストライキ中の賃金支払の禁止。スト中の賃金要求は共産主義者が好んで使ってきた戦術である。

- (7) 組合規約から“3分の2原則”条項を削除すること。この原則を使つて共産主義者が3分の1の少数をもつて、事実上、組合の方針を決定してきており、組合員の過半数の意志を無視することになっているからである。

- (8) 青年部を（必要があれば婦人部も）廃止させること。これらの部は通常共産主義者の活動の温床となっているからである。

- (9) 刑事事件を起こした者はすべて迅速に逮捕・検挙すること。現在、共産主義者は警察、検察当局の活動が不活発で遅れているのに乗じ、暴力行為によって大いに勢力を伸張している。

c 有力な役職から共産主義者を追放すること

と

- (1) 組合規約を改正して共産主義者または同調者が組合役員になれないようにする。
- (2) 組合役員の指名・選挙、議会主義的議事手続、鉄のカーテンの向う側（共産主義国）の労組や組合員の悲惨な状態について労働教育を強化すること。
- (3) WFTUとICFTUのどちらかを選ぶようにさせ、WFTUに賛成する組合役員をリコールさせる。
- d 反共主義者への挺子入れ
- (1) 反共主義者の勢力を総評（総評議会）および全国組合（単産）に結集させる。
- (2) 各組合は直接に、または間接に（この場合は総評を通じて）ICFTUに加盟させる。
- (3) 日本の労組とアメリカの労組との連帯を強化する。
- (4) 経営者に反共主義的組合に対して、賃金及び団交に関し、経営状態に矛盾しない範囲において好意的な条件を与えるように促し、共産主義者の要求をしりぞけさせる。
- (5) 反共主義者に対する共産主義者の暴力行為は、すべて警察活動によって取り締まる。
- (6) 前掲第3項b(4)のように労働組合法を改正し、反共主義的組合がその改正条項を

広く直ちに利用できるようにする。

- e 労働教育プログラム
- (1) 単位組合の組合員大衆とGHQ労働課との接触を強化すること。
- (2) 資料、施設を可能なかぎり利用して労働教育を普及させること。
- (3) すでに46の県に設立されている労働者図書館を育成すること。
- (4) 労働教育のための講座、集会、会議を可能にするための労働会館の建設を助長すること。
- (5) 府県労政事務担当官が労働教育、府県レベルでの労働教育プログラムの編成、団体交渉、労働協約、労働立法、組合規約、組合結成の技術的訓練を定期的に受けるための教育機関を設置すること。
- (6) 各県で単位組合の役員、代表者のための夏期労働学級を毎年開くこと。
- (7) 組合の教育・調査部長が関連事項について討議する月例の会議を開くこと。
- (8) パンフレット、書物、リーフレット、新聞、ポスター、図表の定期的刊行。
- (9) 視聴覚教材（映画、図表、レコード、スライド、紙芝居）を用意し、組合と経営者に提供すること。
- (10) 各地方の番組のほか、週一回全国ネットワークの放送番組に「労働の時間」を設け、

労働教育・情報の提供に役立てる。

- (11) 全国の労働組合に出版活動を改善させ、教宣部を拡大し、GHQ労働課と労働省が用意した施設および教材を十分活用させること。
- (12) 1950年夏の終りまでに、月50万人の組合員が労働教育プログラムを受けるようにする。県当局の報告では、現在、月15万5000人の組合員が労働教育を受けている。
- f 失業者間における共産主義者の影響を阻止する措置
- (1) 職業安定所に向けてのデモに関して、デモ活動の予防、法律違反者の逮捕、処罰の点で警察と協力する。4月中のデモの40%は直接に共産党が呼びかけた。そのうえ、かなりのデモ参加者が共産党によって指導される失業者オルグないし朝鮮人オルグによって煽動された。
- (2) 失業救済に関する規則を公衆に周知徹底させ、とくに失業者デモが頻発する地域ではこの規則の理解を徹底させる。
- (3) 失業救済の政策および手続を、より適切なものにするように再検討する。例えば東京における失業者の登録は制限されてきたが、現在では改善された、職業紹介所と厚生省機関との間で、責任
- (4)

分担を公正に行うために厚生省当局と協力すること。

- (5) 深刻な困窮と社会不安を防止するためにどの程度の失業救済の資金が必要かを見積らせる。そのために失業状況と失業救済対策事業の必要性度を分析させる

- (6) 共産主義者や労働ボスのいずれも支配しない日雇い労働者の組合の結成を助長する。

- g 政府労働機関または準政府機関に共産主義者を任命しないよう勧告する。

- (1) これまで日本政府は共産系大組合に政府ないし準政府の機関・委員会への候補者名簿を提出することを要請してきた。しかし今後はこのような組合から候補者名簿を提出させたり、これらの組合の推薦候補者を任命することがないよう労働省に勧告する。

—以下略—

V・ブラッティ労働課長

## ⑥ ネピア・メモ1

【注】新聞経営者を呼びつけて共産主義者等追放を強要した7・24会談の内容を記録した(1950年7月24日)

略(本稿157頁の第三部第二点「仕掛けたのは何処の誰か」の「通説批判」7・

24検証」に掲載。

## ⑦ ネピア・メモ2

【注】新聞協会事務局長・津田正夫と協議した記録。表題は「共産主義者の公共的報道機関からの追放」で1950年7月26日付。訳・永井浩

### 共産主義者の公共的報道機関からの追放

1. 1950年7月25日、日本新聞協会事務局長津田正夫氏はネピア少佐と協議をおこなった。法務府特審局長吉川氏と下記署名者が同席した。津田氏は、東京の主要公共情報機関が各機関から共産主義者従業員を追放する行動を起こそうともくろんでいることを吉川氏から知らされたと述べた。彼は新聞協会事務局長として、この計画に対して全新聞社の協力を得て、日本国民にニュースを発信するより立派な組織を設立する努力をしたとの願望を表明した。津田氏は、合法的手順を阻害し真実のニュースに色付けして民衆の不安と破壊活動を引き起こそうとする、公共的報道機関内の共産主義者従業員を好ましくないとするSCAPの首相あて書簡で明らかにされた原則を理解すると述べた。
2. ネピア少佐はマッカーサー將軍の書簡の精神に対する津田氏の理解は極めて満足のいくものであると述べ、日本新聞協会のそのような

行動はSCAPと日本政府の全面的支援を受けるであろうことを彼に確信させた。ネピア少佐はさらに、主要公共的情報機関が追放行動の目標日を金曜日、1950年7月28日と設定済みであると述べた。もし津田氏がそれまでに日本全国の各新聞社との調整を完了できそうなら、この目標日が情報の漏洩または不当な公表を防止するのに極めて有効である、しかし、もし必要な諸準備が28日前に整えられないなら、この日以後できるだけ早く行動に取りかかるのが望ましい。

3. 津田氏はネピア少佐に、直ちに調整旅行を開始、8月3日までに完了し、1950年8月4日までに間違いなく行動を開始させると確言した。

S・HAYASI

## ⑧ ネピア・メモ3

【注】新聞労連役員との協議記録。表題は「新聞労連代表との協議」で1950年7月31日付。訳・永井浩

### 新聞労連代表との協議

1. 新聞労連の代表、湯浅昌光、三浦武男、仁藤正俊の諸氏が1950年7月30日11時に、新聞社と通信社、日本放送協会内の共産主義者と同調者の最近の追放に関してネピア少佐を訪問した。

2. 彼らは追放された人びとを擁護しようとはせず、労連の今後の進路を決定するうえで有益となりそうな情報を入手したがつた。

3. ネピア少佐は彼らに、関係各社が共産主義者分子を追放するに至った経緯を非公式に説明した。新聞社は長いこと共産主義者と同調者を排除したいと切望していた、だがそのような行動の法的根拠を見つけられずにいたことを彼は指摘した。そのような行動の法的根拠をマッカーサー將軍の1950年7月18日の吉田首相宛て書簡に「彼らは見出した」と彼は言った。彼らを追放する措置が、マッカーサー將軍の声明と書簡の精神と意図に調和して取られた。

4. 彼らはこれに先立ち、同じ件について経済科学局労働課と民間情報教育局新聞課を訪れていた。彼らはこの行動措置の正しい解釈がどのようなものであるかを概略知ったが、自らの解釈を確認し確信にまで強化することを望んだ。彼らは、日本において健全な民主的労働運動を発展させることに関心があり、望ましくからざる分子の追放で情報メディアがとった行動を支持すると述べた。

RAYMOND・AKA

## ⑨ 最高裁解釈指示

【注】GHQ民政局長・ホイットニーと最

高裁長官・田中耕太郎の会談記録。

### ホイットニー將軍と田中最高裁長官の会談

1. ホイットニー將軍との会談は1950年8月7日の午前10時30分、公共的報道機関から共産主義者と同調者を解雇する件を討論するため、田中最高裁長官の要請により行われた。2. 田中最高裁長官は、共産主義者と同調者を解雇する手段を講じることは必要である、と同意した。しかしながら彼は、彼らの解雇の手続きと方法について意見の違いがある、と述べた。

一方に、裁判所はこれらの案件を通常の民事訴訟として扱うべきだとする意見があり、他方に、1950年7月18日付の総理大臣宛てSCAP書簡は共産主義者と同調者を解雇するための管理義務と権限を与えたとする意見がある。裁判所は後者の解釈を受け入れた。

しかし、ホイットニー將軍は、SCAP書簡は当該行動に法的根拠を与えたものであるということを、明確に述べなかった。彼は、裁判所は同書簡と状況に司法の立場で注意を払うべきであり、広い政治的手腕を行使すべきである、と強調した。彼はさらに、雇用者と被雇用者の関係は信頼にもとづいているのであるから、経営者が公共の利益にとって望ましくない分子を解雇することを禁ずるために裁判

所は狭い見解を取るべきでないし、もし雇用者がある被雇用者に信頼を失った場合は、法に定められた手続きを守る限り彼らを解雇する完全な権利をもつべきである、と述べた。

3. 田中最高裁長官は、経営者が取った行動を無効にする一時差し止め命令を出すよう多くの請求を受けている、と言った。彼は、解雇された人物が実際に共産主義者と同調者であるか否かを決定するために多くの時間を要するであろう、と意見をのべた。彼は、共産主義的プロパガンダを広めるために、共産主義者が状況を利用する懸念がある、と述べた。しかし彼は、可能な限り速やかに案件を処理するため、裁判所は知恵と権限を使うであろう、と述べた。

ホイットニー將軍は、共産主義者と同調者の解雇に関するCIE局長のニュージエント中佐の言明は本件におけるGHQの態度を反映しており、裁判所は一時差し止め命令を要求する請願をその理由が法的行動を起こすことを正当化しないという根拠で拒否することができる、と言った。田中最高裁長官は満足したようだった。

4. 田中最高裁長官は、電力会社のような基幹産業[key industries]から共産主義者と同調者の予期される追放について、ホイットニー將軍の助言[Whitney's advice]を求めた。彼は、

法的専門性の見地から、もし1950年7月18日付のものと同様の書簡がSCAPから出されるなら、大きな助けになるであろう、と述べた。

ホイットニー將軍は、1950年7月18日付のSCAP書簡は、法的性格をもっているが、日本政府に対する指令ではない、と繰り返し述べた。重要産業〔sensitive industries〕の場合は、国家の安全確保と公共の利益が関係するので、裁判所は書簡の法的性格に注目して広い視野に立った公共政策を定式化すべきである。

5. 田中最高裁長官は、ホイットニー將軍の助言〔his advice〕に謝意を表し、問題をさらに検討するつもりである、と述べた。

〔署名〕 Raymond Y. Aka

## ▽法・公文書△

### ① 1925年4月22日公布 治安維持法

【注】対米英開戦の1941年に全面改悪している。処罰の対象を結社の準備以前にまで広げ、最高刑に死刑を加え、予防拘禁制を導入、私有財産制否認を別枠にした。刑事手続を織込むなど全65カ条に膨らんでいる。主要改悪条項を末尾に添付。旧字体は現字体に改めている。

第一条 国体ヲ変革シ 又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ 又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役 又ハ禁錮ニ処ス  
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ 其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役 又ハ禁錮ニ処ス  
第三条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ 其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役 又ハ禁錮ニ処ス  
第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ 騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役 又ハ禁錮ニ処ス

第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ 金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ 又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役 又ハ禁錮ニ処ス  
情ヲ知リテ供与ヲ受ケ 又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ  
第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者 自首シタルトキハ其ノ刑ヲ軽減又ハ免除ス  
第七条 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

#### \*改悪条項の例

第一条 国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者 又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑 又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ処シ 情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者 又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス  
第十条 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者 又ハ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者 若ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役 又ハ禁錮ニ処ス  
第三十九条 第一章二掲グル罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタル者 其ノ執行ヲ終リ釈放セララルベキ場合ニ於テ釈放後ニ於テ 更ニ同章二掲グル

罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所  
ハ検事ノ請求ニ因リ本人ヲ予防拘禁ニ付スル  
旨ヲ命スルコトヲ得

## ② 1950年9月5日 閣議決定

共産主義者等の公職からの排除に関する件

―略―(本稿145ページの第三部第一点「閣  
議決定で公然化」に掲載)

## ③ 1950年9月12日 閣議了解

共産主義者等の公職からの排除に関する件

本年5月3日の憲法記念日に際し、連合国最  
高司令官から発せられた声明には、

「日本共産党が今や公然と国外からの支配に屈  
服し、かつ人心をまどわし、人心を強圧するた  
めの虚偽と悪意にみちた煽動的宣伝を広く展開  
していること、さらに反日本的であるとともに、日  
本国民の利益に反するような運動方針を公然と  
採用している」

ことが指摘されるとともに、  
「従って、現在日本が急速に解決を迫られてい  
る問題は、全世界の他の諸国と、同様に、この反  
社会的勢力をどのような方法で国内的に処理し、  
個人の自由の合法的行使を阻害せずに国家の福  
祉を危くするこうした自由の濫用を阻止するか

にある。」

ことが示唆されており、さらに本年6月6日附  
の連合国軍最高司令官より内閣総理大臣宛の書  
簡には日本共産党について、

「然るに最近に至って新しい、そしてこれに劣  
らず有害な集団が、日本政界にあらわれたが、こ  
の集団は真理を歪曲し、大衆の暴力行為を煽動  
して、この平穏な国を無秩序と闘争の場所に変  
え、これをもって、代議制民主主義の途上に於け  
る日本の著しい進歩を阻止する手段としよう、  
とし、また日本国民の間に急速に成長しつつあ  
る民主主義的傾向を破壊しようとした。彼等は  
同じ意図をもって、法令に基く権威に反抗し、法  
令に基く手続きを軽視し、そして虚偽で煽動的  
な言説やその他の破壊的手段を用い、その結果  
として起る公衆の混乱を利用して、ついには暴  
力をもって日本の立憲政治を転覆するのに都合  
のよい状態を作り出すような社会不安をひき起  
そうと企てている。」

ことが、明示されている。

これ等の声明等は、最近における日本の共産  
主義者が、国外における侵略主義的勢力の支配  
に屈服し、わが国における民主主義的復興を妨  
げ、国内に破壊と混乱をもたらそうとしている  
ことが、もはや顕著な事実となっていることを  
指摘したものであるが、公務員が、元来、国民全  
体の奉仕者として公共の利益の擁護に任すべき

ものである以上、この種の危険分子が公職に必  
要な適格性を欠くものであることはいうまでも  
ない。

よって、政府は、民主的政府の機構を破壊から  
防護(衛)する目的をもって、危険分子を国家機  
関その他公の機関から排除するために、共産主  
義者又はその同調者たる(公務員で)公務上の機  
密を漏洩し、公務の正常な運営を阻害する等秩  
序をみだり、又はみだる虞があると認められる  
ものを、国家公務員法その他当該法規の規定に  
基き公職に必要な適格性を欠くものとして、そ  
の地位から除去するものとする。

而して、この措置は、共産主義者又はその同調  
者に対し、制裁の目的をもってするものではな  
く、もっぱら破壊に対する防衛を目的とするも  
のであるから、反省の余地ありと認められる者  
についてはその反省の機会を与えつつ実施する  
よう留意するものとする。

## ④ 1950年9月11日 各省事務次官通達

最近各官庁、特にその地方出先機関等の職員  
中には、直近監督官等に対して自発的に日本共  
産党から脱党した旨の届出書を提出する者があ  
る由であるが、各官庁側においては、至急左記要  
領によりこれを取扱うよう措置されたい。

一、脱党届を提出せんとする職員に対しては、各  
監督官より右届出書に添えて、次の各該当事項

を詳細に記述した書面2通を提出するよう勧奨すること。

(一) 入党の動機事情

(二) 入党後の具体的活動

(三) 関係した党組織の具体的内容と構成員の職業氏名

(四) 脱党の動機と現在の心境並びに将来の方針

二、前項の顛末書を受理した各監督官は内1通を至急法務府特別審査局長に送付すると共に、自ら右顛末書の記載事項の真偽を調査してこれを上司に報告し、所要に応じて特別審査局の調査協力を求めること。

三、脱党届の提出を申し出で乍ら各監督官の前記添付書面提出の勧奨に応じないものについては、各監督官においてその事情を調査すると共に、特別審査局長に通報して同局の調査協力を求めること。

▽次官会議に諮るべき事項

先に決定された「共産主義者等の公職からの排除に関する件」については、事柄の性質上、訴訟への発展が予想されるので、法務府行政訟務局において、事前に、各行政庁とその対策並びに打合せをする必要が痛感される。よって、左記要領で至急各省人事課と行政訟務局との間に連絡協議をする機会を得たい。

一、協議の概要

(1) 「共産主義者等の公職からの排除に関する件」の趣旨説明

(2) 具体的事例への適用と質疑応答

(3) 発令の形式と処分理由書記載の要領

(4) 事務処理、特に代理人の選任

(5) 今後定期的に連絡協議会を開く可否、その方法

(6) 行政処分執行停止申請に対する対策等

二、日時

来る14日午後1時を希望する。

所要時間は約2時間の予定

## ⑤ 労働省通達

【注】労働省労政局長から都道府県知事へ宛てた「企業内における共産主義的破壊分子の排除について」の通達（1950年10月9日付）

### 労働省労政局長「企業内における共産主義的破壊分子の排除について」

労発第315号

昭和25年10月9日

労働省労政局長

都道府県知事殿

首題の件については、諸般の事情により御内承の上適宜御処置のことと存するも、本件は事

柄が重大且微妙であるので、これが取扱は概ね左記により慎重を期せられたい。

なお、貴管下における状況及び所見は逐次御連絡を得たく御願する。

## 記

一、最近新聞放送事業その他の公共性の強い事業において世上レッド・ページと称せられる解雇が行われているが、かかる解雇自体は、屢次のマツカーサー元帥の声明及び書簡の次第もあり、経営者が自己の企業を破壊から防衛するための措置として行われるものであり、その限りにおいては憲法、労組法、労基法その他の法令に違反するものとは解せられない。

二、従って右の限度において行われている限り行政行政の見地からは異存をさしはさむ筋合いのものではなく、且つこの措置は企業経営者及び民主的な労働組合がその自覚と責任において実施すべきであって、行政当局はこれを主導的に指導する立場にあるものではない。

三、然しながらかかる解雇に際して憲法で保障され労組法で保護されている自由にして民主的な労働組合の御用化、又はその萎縮沈滞を招来するような解雇その他の措置が経営者によってとられる場合又はその虞れが充分に存在する場合においては、憲法の基本的精神に鑑み、労組法施行の責任を有する行政行政担当機関としては経営者のかかる便乗的行為を

排除する為の必要な措置をとり、いやしくも自由にして民主的な労働組合の発達を阻害することのないように特に留意せられたい。

四、更に労使関係の平和と安定を確保し産業の興隆を図る立場から本件措置に附随して労使間の紛争を惹起し、或いは本件措置に合せて企業整備を行い、又は不当解雇を混入することにより無用の争議を発生せしめ、ひいては産業の平和を破壊するようなことのないように留意せられたい。

五、以上は、最近のレッド・パージに対する労政行政の基本的態度であるが之を具体的に具現するに際しては、次の諸点について特に留意せられたい。

(1) 本件の措置は主として企業防衛の見地から実施せられるものであるから、企業の採算の問題から生ずる企業整備等による人員整理とはその性質が異なり、両者を同時に行うことは法律上の実施に無用の混乱を招くものと思われるから本件の措置は他の原因による人員整理とはその時期方法において嚴重に区別するのが適當である。

(2) 企業の破壊的分子の排除は、企業防衛上必要な範囲に限り適確に行わねばならず、その範囲は一般に考えられているよりも相当小範囲に留るべきものと考ええる。即ち企業からの排除の対象は共産黨員及びその同調

者であつて、且つその何れにしても主導的に活動し、他に対して煽動的であり又はその企画者である企業の安全と平和に実害のある悪質な所謂アクティブなトラブルメーカーである。

従つて過去において共産黨員として企業に對して破壊的言動をなしたものであつても、既に充分反省の誠意の認められるものは、所謂アクティブなトラブルメーカーの中には入らない。

なお、同調者中、アクティブなトラブルメーカーとは、所謂アクティブなトラブルメーカーである共産黨員と一体をなすもの例えば党の拡大細胞會議に進んで出席し、或いは党の資金カンパ及び所謂「9人の愛国者」釈放の署名運動等においてこれらを自ら企画し、部署を定め、或いは自らその部署を受持ち、積極的に資金又はサインを集めて廻るような積極的な分子で、企業の破壊にも影響するような者等がこれに當るのであつて、単に資金カンパに應じたことがあるとか、前記署名運動に求められて署名したとかというような消極的な受身の者、又は単なる思想上の支持者はこれに含まれない。

(3) 経営者が労働組合員の積極的な組合運動を嫌悪する気持から組合員の些細な行き過ぎの言動の故を以て又は労働組合内における

単なる分派争ひの故を以て所謂アクティブなトラブルメーカーなりとして排除するようなことは絶対に許されない。

(4) 以上の趣旨に照らして所謂アクティブなトラブルメーカーか否か疑わしいものはむしろ差当り排除しないようせしめるのが適當と考えられる。

(5) 自由にして民主的な労働組合を御用化又は萎縮、沈潜せしめるような措置がとられ、或いはその虞れが存在する場合、若しくは無用の争議を発生せしめるような行き過ぎの行為があつた場合には、労政当局は直ちにその反省或は取消を求めるべきであつて、若しその勧告に應じないときは労組法、労基法等関係労働法規に定める手続に従ひ断乎たる措置をとるべきである。然しながらそのような行き違ひの生ずることは望ましくないので、予め関係者に充分注意を喚起しておくべきである。